

平成28年度

# 事業概要



沖縄県中央食肉衛生検査所  
沖縄県北部食肉衛生検査所

## はじめに

近年、食肉を取り巻く環境は国内外の社会情勢の変化に伴い大きく変わってきており、わが国においても食肉の安全性確保と衛生管理のための制度の見直し等が行われております。

食中毒対策については、生食による腸管出血性大腸菌やカンピロバクターによる食中毒の発生などを受け、厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準を改正し、牛レバーについては平成 24 年 7 月から、豚肉については平成 27 年 6 月から生食用としての提供・販売を禁止しました。

牛海綿状脳症（BSE）対策については、平成 13 年 10 月 18 日から全国一斉に牛の全頭スクリーニング検査が開始され、めん羊・山羊は平成 17 年から 12 ヶ月齢以上を対象に実施されてきました。BSE 対策を開始して 15 年以上が経過し、国内外のリスクが大きく低下したことを踏まえ、めん羊・山羊については平成 28 年 6 月 1 日から、牛については平成 29 年 4 月 1 日から生体検査において異常を認めた場合を除き、スクリーニング検査が廃止になりました。検査所としては、引き続き BSE リスク管理措置として、と畜場で特定危険部位（SRM）が適切に除去されているかの確認及び指導を行ってまいります。

HACCP の義務化については、平成 28 年 12 月に厚生労働省より「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」の最終とりまとめが公表され、HACCP による食品衛生管理の制度化が検討されております。本県のと畜場及び食鳥処理場においては、HACCP 導入に向けた準備が進められており、検査所としては、HACCP を用いた衛生管理の導入に取り組むと畜業者及び食鳥処理業者に対して指導助言を行っているところです。

食肉衛生検査所の業務は、安全で衛生的な食肉、食鳥肉を確保するという重要な役割を担っていることから、今後も、検査員の知識の習得、検査技術の向上を図るとともに、厳正なと畜検査、食鳥検査及び衛生監視指導を実施し、関係機関とも連携を図りながら、食肉衛生行政の推進に努めてまいります。

ここに、平成 28 年度の事業概要を取りまとめましたので、ご活用いただければ幸いです。

平成 29 年 8 月

沖縄県中央食肉衛生検査所長  
與那原良克  
沖縄県北部食肉衛生検査所長  
大野 惇

## 凡 例

### 1 平成 28 年度

期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

### 2 資料の説明には次の略字を用いた。

#### 検査所関係

中央食検：沖縄県中央食肉衛生検査所

北部食検：沖縄県北部食肉衛生検査所

#### と畜場関係

沖縄県食肉センター：株式会社沖縄県食肉センター

#### 食鳥処理場関係

沖縄食鶏：沖縄食鶏加工株式会社

中央食品：有限会社中央食品加工

食鳥流通センター：株式会社沖縄県鶏卵食鳥流通センター

### 3 用語

「とく」とは生後 1 年未満の牛、「こま」とは生後 1 年未満の馬。

## 食肉衛生月間



沖縄県食肉センターでは、食中毒について講義を行った。



食鳥流通センターでは、グループワークを通して、作業員同士の意見交換等を行った。

## と畜衛生管理者資格取得講習会



と畜衛生に関わる各分野の講習をスライドを用いて行った。



と畜場内を見学しながら、講習内容と実際のと畜現場の関連づけを行った。

## 職業紹介出張講座



子供達は食肉検査に興味を持ち、活発な質疑応答ができた。



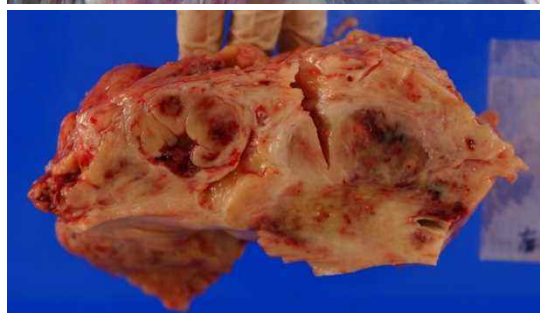
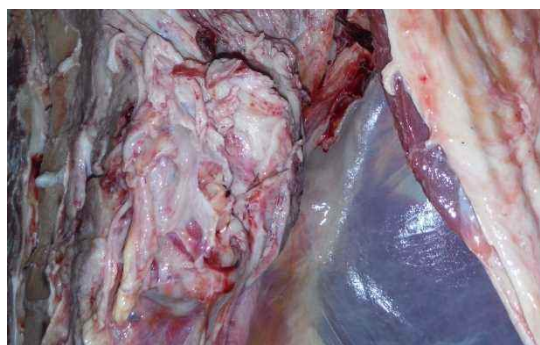
顕微鏡を覗いたり資料を読むことで、講義内容の理解を深めていた。



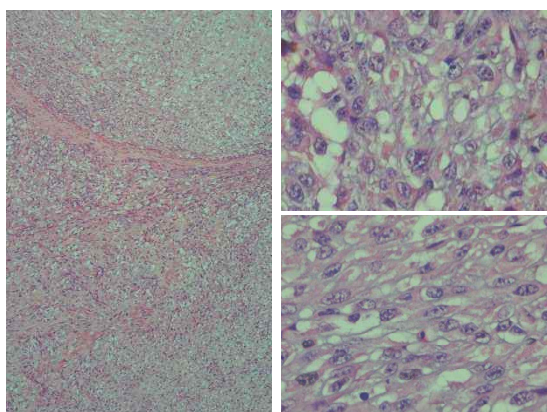
## 平滑筋肉腫との鑑別に苦慮した牛の筋線維芽細胞肉腫 (P56)



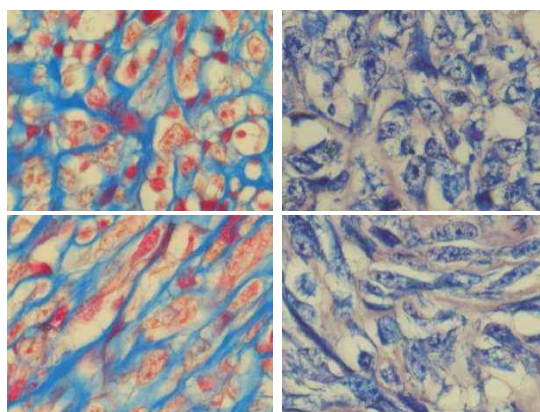
最大腫瘍の肉眼所見(上) 右骨盤腔の腰部から大腿部の筋にかけて、硬結感を呈し、厚い被膜に覆われた腫瘍塊を認めた。剖面(下)では豊富な結合織が混在していた。



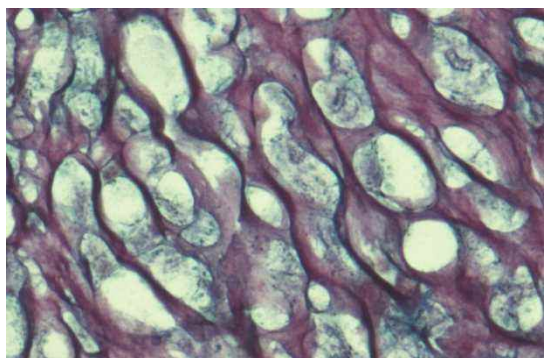
骨盤腔腫瘍と同様の病巣を呈す右内腸骨リンパ節(上)。左内腸骨リンパ節も同様であった。(下: 剖面)



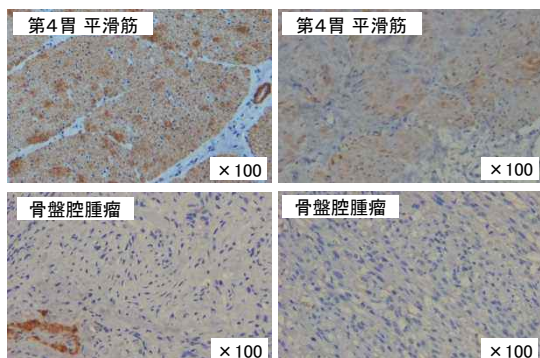
骨盤腔腫瘍のHE染色。腫瘍細胞は主に不規則に増殖。一部で束状配列を認めた。(左: 弱拡大、右: 強拡大)



骨盤腔腫瘍のアザン染色(左)、PTAH染色(右)。一部の腫瘍細胞に筋線維への分化を認めた。(強拡大)



骨盤腔腫瘍の鍍銀染色。不完全な好銀線維の発達を認めた。(強拡大)



第4胃平滑筋及び骨盤腔腫瘍の抗平滑筋ミオシン抗体(左)、抗カルデスモン抗体(右)染色(中拡大)。本症例の腫瘍細胞は陰性。

# 目 次

## 第1章 検査所の概要

1	沿革	1
2	食肉衛生検査所・と畜場・食鳥処理場の所在地	2
3	組織及び機構	3
4	職員構成	3
5	沖縄県行政組織規則（抜粋）	4
6	沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則	5
7	事務分掌	6
8	歳入・歳出決算書	8
9	検査所庁舎の平面図	9
	(1)中央食肉衛生検査所	9
	(2)北部食肉衛生検査所	10
10	主な検査機械器具(備品)	11

## 第2章 検査事業の概要

I	と畜検査業務の概要	13
1	と畜検査頭数及び獣畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因	14
2	月別と畜検査頭数	16
3	月別とさつ禁止頭数	16
4	月別全部廃棄頭数	17
5	畜種別の一部廃棄数	18
6	病畜の疾病内訳	20
7	と畜検査頭数の推移	21
8	とさつ禁止頭数の推移	21
9	全部廃棄頭数の推移	22
10	と畜場別の開場日数及び検査延べ人員	23
11	と畜場の衛生講習会	23
12	と畜場の衛生監視、指導	23
13	と畜検査データの還元	24
II	食鳥検査業務の概要	25
1	食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したものの原因	26
2	月別検査羽数及び廃棄羽数	28
3	食鳥検査結果に基づく処分実羽数（ブロイラー・成鶏）	29
4	食鳥処理場の現状	29
5	食鳥処理場別の開場日数及び検査延べ人員	29

6	10年間の食鳥検査羽数（沖縄県全体と同一）	29
7	認定小規模食鳥処理場	30
	（1）処理場数（とさつ一貫処理）	30
	（2）確認（処理）状況	30
	（3）処理場別の年間処理羽数	31
8	食鳥処理場の衛生講習会	31
9	食鳥処理場の衛生監視・指導	31
III	精密検査業務の概要	32
1	保留に係る精密検査業務	32
2	伝達性海綿状脳症（TSE）検査業務	34
3	微生物検査業務	36
4	病理・寄生虫検査業務	38
5	理化学検査業務	41

### 第3章 研修及び調査研究

1	研修及び講習会	45
2	調査研究発表演題一覧	48

### 第4章 その他

1	と畜場の概要	59
2	食鳥処理場の概要	59
	（1）食鳥処理場	59
	（2）認定小規模食鳥処理場	60
3	と畜場の使用料・解体料一覧	61
4	と畜・食鳥検査手数料等	61
5	と畜検査業務の概要（参考）	62
	（1）10年間のと畜検査頭数（沖縄県）	62
	（2）と畜場別と畜検査頭数（沖縄県）	62
	（3）獣畜のとさつ頭数及びとさつ禁止又は廃棄したものの原因（沖縄県）	63

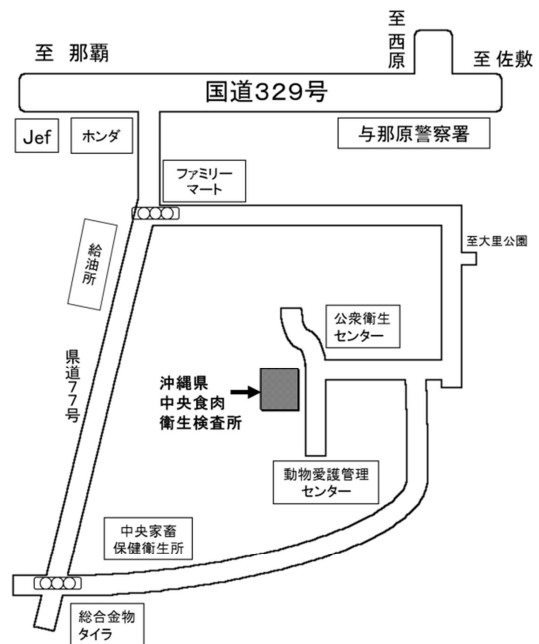
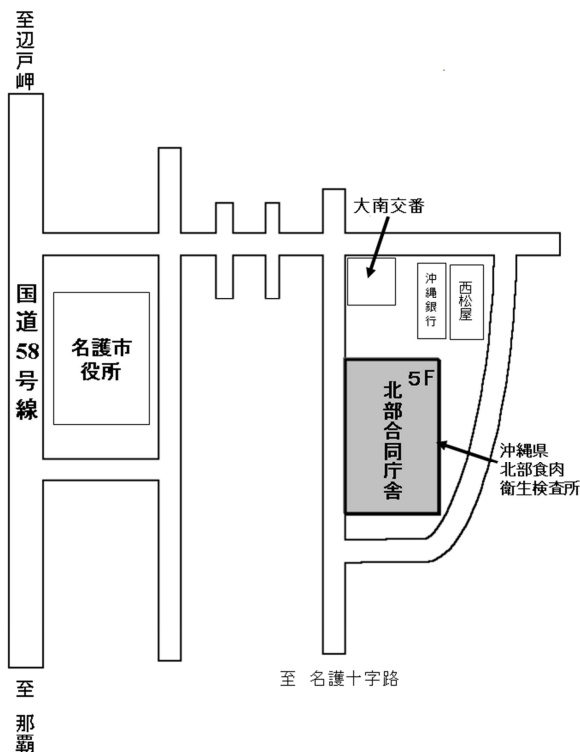
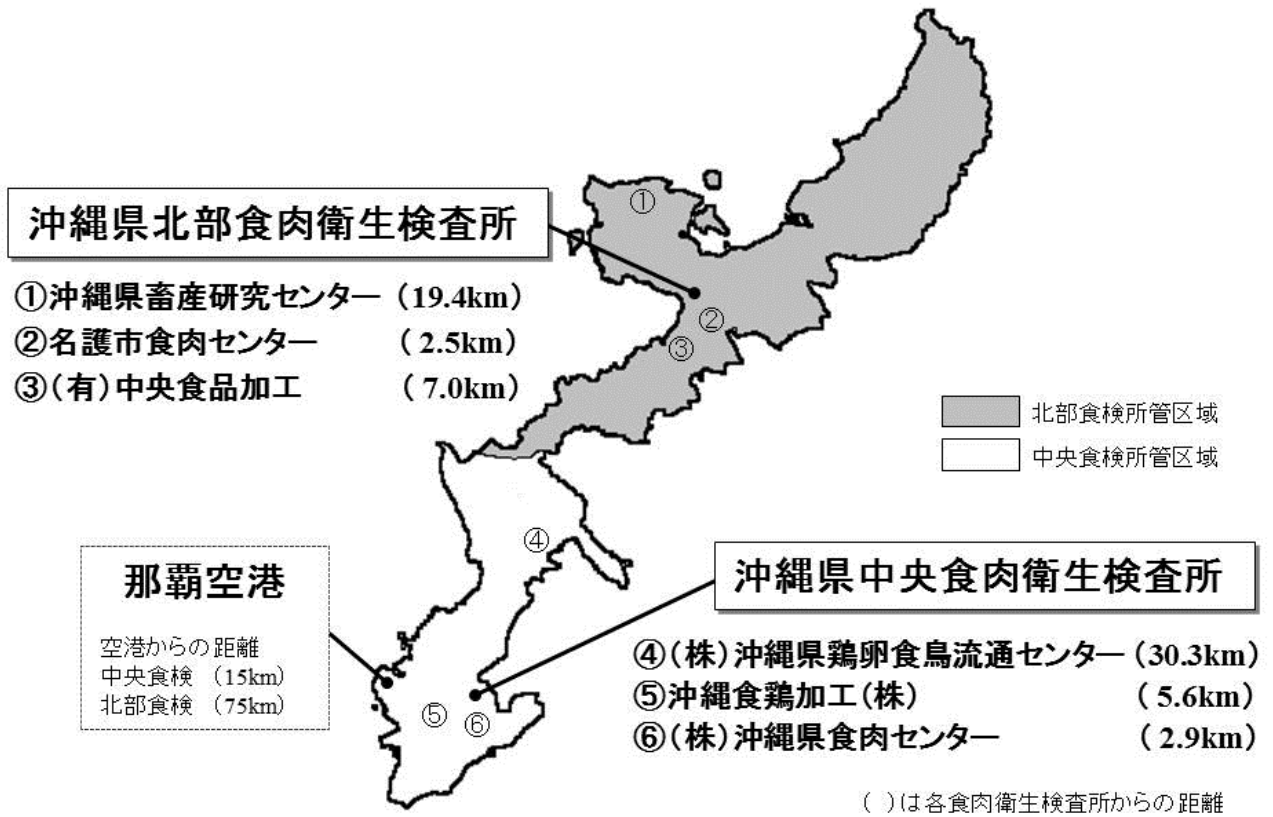
# 第 1 章 検査所の概要



# 1 沿 革

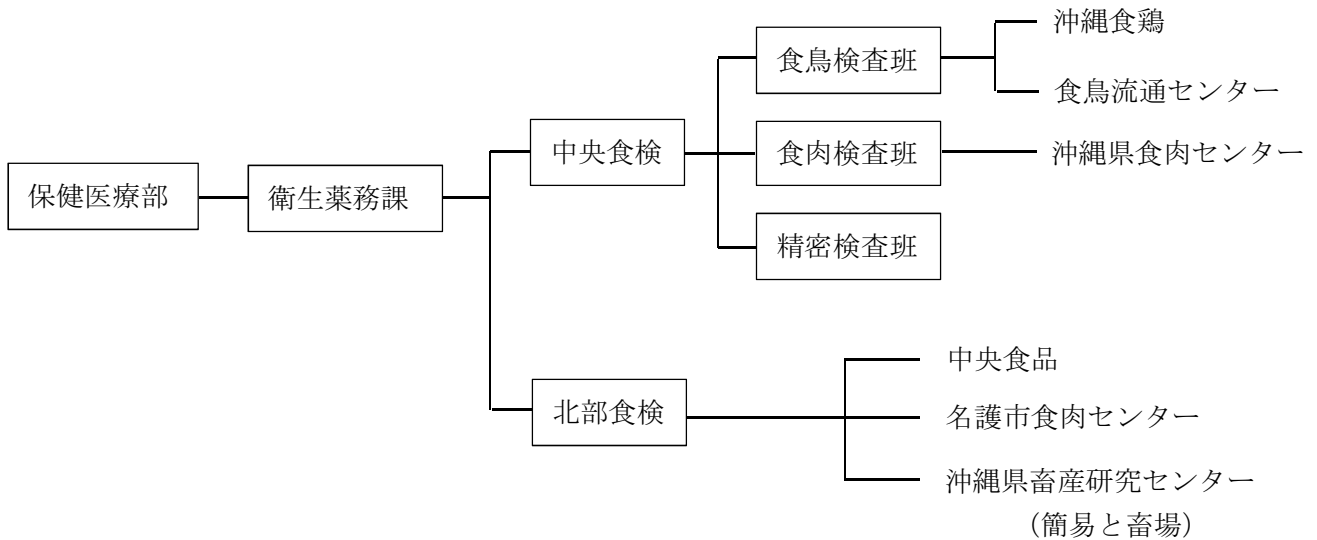
- 昭和 44 年 7 月 : と畜場法に基づく食肉衛生行政は、琉球政府農林局畜産課から厚生局公衆衛生課に移管。
- 昭和 47 年 7 月 : 32 カ所のと畜場設置者に対し、と畜場の構造・設備の改善を勧告。
- 昭和 48 年 5 月 : 32 カ所のと畜場を 12 カ所に整理統合。
- 昭和 49 年 4 月 1 日 : 沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所が那覇市曙に設置され、各保健所(名護、宮古、八重山を除く)で所管していたと畜検査業務を集中統合。
- 昭和 49 年 6 月 1 日 : 沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所北部支所を設置。
- 昭和 54 年 3 月 : 沖縄県食肉衛生検査所が島尻郡大里村大里 2015 番地に新築移転。
- 昭和 55 年 4 月 : ㈱沖縄県南部食肉センターが、㈱沖縄県食肉センターに統合。
- 昭和 57 年 3 月 : 沖縄県食肉衛生検査所北部支所が、名護市宇世富慶 923 番地に新築移転。
- 昭和 60 年 4 月 : ㈱那覇ミートが、㈱沖縄県食肉センターに統合。2 課制が、検査 1~4 課 4 課制となる。
- 昭和 63 年 9 月 30 日 : 北部食肉センター(株)が廃業し、沖縄県協同食肉(株)として発足。
- 平成 2 年 12 月 4 日 : 沖縄県食肉衛生検査所北部支所が、国道 329 号線道路改修のため名護市名護 1453 番地に改築移転。
- 平成 4 年 4 月 1 日 : 食鳥検査が実施され、沖縄食鶏加工(株)、㈱沖縄県鶏卵食鳥流通センター、中央食品加工(株)、沖縄畜産(株)の 4 食鳥処理場が検査対象施設となる。
- 平成 5 年 7 月 1 日 : ㈱沖縄県鶏卵食鳥流通センターが、処理羽数の減少のため認定小規模食鳥処理場となる。
- 平成 5 年 10 月 27 日 : 沖縄県食肉衛生検査所北部支所が、沖縄県北部合同庁舎へ移転。
- 平成 6 年 4 月 1 日 : 沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所を沖縄県中央食肉衛生検査所に、沖縄県食肉衛生検査所北部支所を沖縄県北部食肉衛生検査所として設置。北部食検が、検査第 1・2 課の 2 課制となる。
- 平成 7 年 9 月 29 日 : 沖縄県協同食肉(株)が廃止し、㈱沖縄県食肉センター名護分工場として発足。
- 平成 9 年 4 月 14 日 : 沖縄畜産工業(株)がと畜場を廃止し、同年 4 月 15 日中部食肉センター(株)に統合。
- 平成 9 年 5 月 17 日 : 沖縄畜産(株)が食鳥処理場を廃止。
- 平成 10 年 4 月 1 日 : ㈱沖縄県鶏卵食鳥流通センターが、食鳥検査対象の食鳥処理場となる。
- 平成 12 年 3 月 31 日 : ㈱沖縄県食肉センター名護分工場の大動物処理施設廃止。
- 平成 13 年 2 月 27 日 : ㈱真玉橋食肉センターが廃業。中央食検が、4 課制から 3 課制となる。
- 平成 13 年 2 月 28 日 : ㈱沖縄県食肉センター名護分工場の小動物処理施設廃止。
- 平成 13 年 10 月 18 日 : 牛海綿状脳症 (BSE) 全頭検査開始。
- 平成 14 年 4 月 30 日 : ㈱沖縄県食肉センターの山羊処理施設廃止。
- 平成 15 年 2 月 12 日 : ㈱沖縄県食肉センターに新しい牛のとさつ解体処理施設が完成。
- 平成 15 年 4 月 1 日 : 名護市食肉センターが操業開始。中央食検の検査第 3 課が、精密検査課となる。
- 平成 15 年 4 月 30 日 : 中部食肉センター(株)が、と畜場を廃止。
- 平成 18 年 4 月 1 日 : 沖縄県行政組織規則により課制が班制となり、中央食検 3 班制、北部食検班制なしとなる。
- 平成 23 年 5 月 26 日 : ㈱沖縄県食肉センターに新しい豚・山羊・めん羊のとさつ解体処理施設が完成。
- 平成 25 年 7 月 1 日 : 牛海綿状脳症 (BSE) 検査対象牛が 48 ヶ月齢超になる。
- 平成 26 年 9 月 12 日 : 中央食肉衛生検査所を新築し、入所。
- 平成 29 年 4 月 1 日 : 健康牛の牛海綿状脳症 (BSE) 検査の廃止。

## 2 食肉衛生検査所・と畜場・食鳥処理場の所在地



### 3 組織及び機構

平成29年4月1日現在



### 4 職員構成

平成29年4月1日現在

職 種	中央食肉衛生検査所					北部食肉衛生検査所
	計	所長	食鳥 検査班	食肉 検査班	精密 検査班	と畜・食鳥・精密検査
所長(技術)	1	1				1
副所長(技術)						1
班長(技術)	3		1	1	1	
主幹(技術)	1			1		1
主査(事務)	2		2			1
主任技師(技術)	12*		2	9*	1	5
主任(技術)	10(1)		2	3(1)	5	4
技師(技術)	5			5		1
合 計	34*(1)	1	7	19*(1)	7	14
嘱託職員	9		4	5		8

\*1名は再任用職員 ( )内は育休中職員内数

## 5 沖縄県行政組織規則（抜粋）

平成29年4月1日現在

### 第3章 出先機関

#### 第5節の2 保健医療部関係出先機関

#### 第5款 食肉衛生検査所

追加〔平成26年規則9号〕

（設置、名称、位置及び所管区域）

第162条 食肉衛生の向上を図るため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
沖縄県中央食肉衛生検査所	南城市	宜野湾市 浦添市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 南城市 中頭郡 島尻郡（伊平屋村、伊是名村及び久米島町を除く。）
沖縄県北部食肉衛生検査所	名護市	名護市 国頭郡 島尻郡伊平屋村及び伊是名村

追加〔平成26年規則9号〕

（内部組織）

第163条 中央食肉衛生検査所の内部組織は、次のとおりとする。

名 称	内部組織
沖縄県中央食肉衛生検査所	食鳥検査班 食肉検査班 精密検査班

追加〔平成26年規則9号〕

（所掌事務）

第164条 食肉衛生検査所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 獣畜のと殺及び解体に関する検査並びに食鳥の検査に関すること。
- (2) 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の検査及び試験研究に関すること。
- (3) と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 庶務に関すること。

追加〔平成26年規則9号〕

## 6 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則

平成29年4月1日現在

(委任)

第3条 知事は、別表第1及び別表第2の所長等の欄に掲げる所長等に委任事項の欄に掲げる事務を委任する。

別表第2（第3条、第5条関係）

食肉衛生検査所長

- 1 と畜場法（昭和28年法律第114号）第13条第1項第1号の規定に基づき、とさつの届出を受理すること。
- 2 と畜場法第13条第3項の規定に基づき、とさつ又は解体場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示すること。
- 3 と畜場法第14条第1項から第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）までの規定に基づき、獣畜のとさつ又は解体の検査をすること。
- 4 と畜場法第14条第3項第2号（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、獣畜の皮等の持ち出しを許可すること。
- 5 と畜場法第16条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。
- 6 と畜場法第17条第1項の規定に基づき、必要な報告をさせ、又は措置の実施状況について立入検査をさせること。
- 7 と畜場法第18条第2項の規定に基づき、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を禁止すること。
- 8 と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第4条第2号の規定に基づき、とさつを許可すること。
- 9 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「食鳥処理法」という。）第9条の規定に基づき、食鳥処理場の整備改善、当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用の禁止又は当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 10 食鳥処理法第12条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者届又は食鳥処理衛生管理者変更届を受理すること。
- 11 食鳥処理法第13条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 12 食鳥処理法第15条第1項の規定に基づき、食鳥の生体検査を行うこと。
- 13 食鳥処理法第15条第2項の規定に基づき、食鳥の脱羽後検査を行うこと。
- 14 食鳥処理法第15条第3項の規定に基づき、食鳥の内臓摘出後検査を行うこと。
- 15 食鳥処理法第16条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 16 食鳥処理法第16条第7項の規定に基づき、確認状況報告を受理すること。
- 17 食鳥処理法第16条第9項の規定に基づき、認定小規模食鳥処理業者に対し、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 18 食鳥処理法第17条第4号の規定に基づき、届出食肉販売業届を受理すること。
- 19 食鳥処理法第20条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。
- 20 食鳥処理法第37条第1項の規定に基づき、食鳥処理業者等から業務の状況に関し報告を徴収すること。
- 21 食鳥処理法第38条第1項の規定に基づき、食鳥処理場等の施設に立ち入り、設備等を検査し、関係者に質問し、食鳥とたい等の一部を収去すること。
- 22 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項の規定に基づき、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、又は営業の場所等について臨検検査させ、又は食品等を収去させること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。
- 23 食品衛生法第54条の規定に基づき、食品、添加物、器具又は容器包装の廃棄その他食品衛生上の危害を防止するための必要な処置をとることを命ずること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。

## 7 事務分掌

平成29年4月1日現在

### (1) 中央食肉衛生検査所

#### 食鳥検査班

- 1 庶務、会計及び職員の福利に関する事。
- 2 庁舎管理及び財産（物品）に関する事。
- 3 と畜検査及び食鳥検査業務の企画調整に関する事。
- 4 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関する事。
- 5 と畜検査及び食鳥検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関する事。
- 6 食鳥処理場並びにその附属施設の衛生保持の指導監督に関する事。
- 7 食鳥処理場の変更届等の事務に関する事。
- 8 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- 9 と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関する事。
- 10 その他、他班に属さない事務に関する事。

#### 食肉検査班

- 1 獣畜のとさつ又は解体に関する検査に関する事。
- 2 と畜場並びにその附属施設の衛生保持の指導監督に関する事。
- 3 人獣共通感染症の調査に関する事。
- 4 食肉衛生に関する事。
- 5 衛生指導教育に関する事。
- 6 伝達性海綿状脳症(TSE(牛海綿状脳症 BSE))の検査に関する事。
- 7 と畜場の変更届等事務に関する事。
- 8 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- 9 その他、班の業務に関する事。

#### 精密検査班

- 1 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の精密検査に関する事。
- 2 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の試験研究に関する事。
- 3 と畜検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関する事。
- 4 試験検査の精度管理に関する事。
- 5 衛生指導教育に関する事。
- 6 食肉衛生に関する事。
- 7 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関する事。
- 8 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- 9 その他、班の業務に関する事。



## (2) 北部食肉衛生検査所

### と畜検査

- 1 と畜場法第 14 条に基づき、と畜場で実施する獣畜のとさつ及び解体時の検査。
- 2 疾病名確定のための微生物検査。
- 3 疾病名確定のための理化学検査。
- 4 疾病名確定のための病理学検査。
- 5 伝達性海綿状脳症(TSE)検査に関すること。
- 6 食品衛生法第 28 条に基づく食肉の収去検査。
- 7 と畜場の施設管理指導及び従業員への衛生教育。
- 8 と畜場の変更届等の審査に関すること。
- 9 関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- 10 と畜検査にかかる事務処理（措置命令書の交付、病歴等のデータベース策定等）。

### 食鳥検査

- 1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条に基づく食鳥の検査。
- 2 疾病名確定のための微生物検査。
- 3 疾病名確定のための理化学検査。
- 4 疾病名確定のための病理学検査。
- 5 認定小規模食鳥処理場の立入検査及び衛生指導。
- 6 食鳥処理場の衛生管理指導及び従業員への衛生教育。
- 7 食品衛生法第 28 条に基づく食鳥肉の収去検査。
- 8 食鳥処理場の変更届等の審査等に関すること。
- 9 食鳥検査にかかる事務処理（処分命令書の交付、病歴等のデータベース策定等）。

### 精密検査

- 1 上記と畜検査及び食鳥検査の 2, 3, 4 の検査に係る補助業務（培地作成、測定機器の整備等）。
- 2 と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
- 3 検査に関連する疾病の調査研究に関すること。
- 4 危機管理（高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等）対応に関すること。
- 5 関係機関（農林水産部局、国等）との連絡調整に関すること。

## 8 歳入・歳出決算書

### (1) 歳入

(単位：円)

科 目	区 分	前年度決算額	決算額	備 考
と畜検査 手数料	中央食検	60,167,500	60,925,700	中央 牛 1,888 頭
	北部食検	34,156,300	34,799,500	とく 1 頭 馬 25 頭
	計	94,323,800	95,725,200	豚 198,710 頭 山羊・めん羊 823 頭
				北部 37 頭 0 頭 0 頭 115,533 頭 587 頭
食鳥検査 手数料	中央食検	7,297,389	7,119,451	ブロイラー等 (平日)
	北部食検	6,069,084	5,968,147	中央 3円×1,497,037羽 北部 3円×1,251,809羽
	計	13,366,473	13,087,598	(休日及び時間外) 中央 4円× 657,085羽 北部 4円× 553,180羽
証明手数料	中央食検	82,240	73,280	証明 320円×229件
合計		107,772,513	108,886,078	

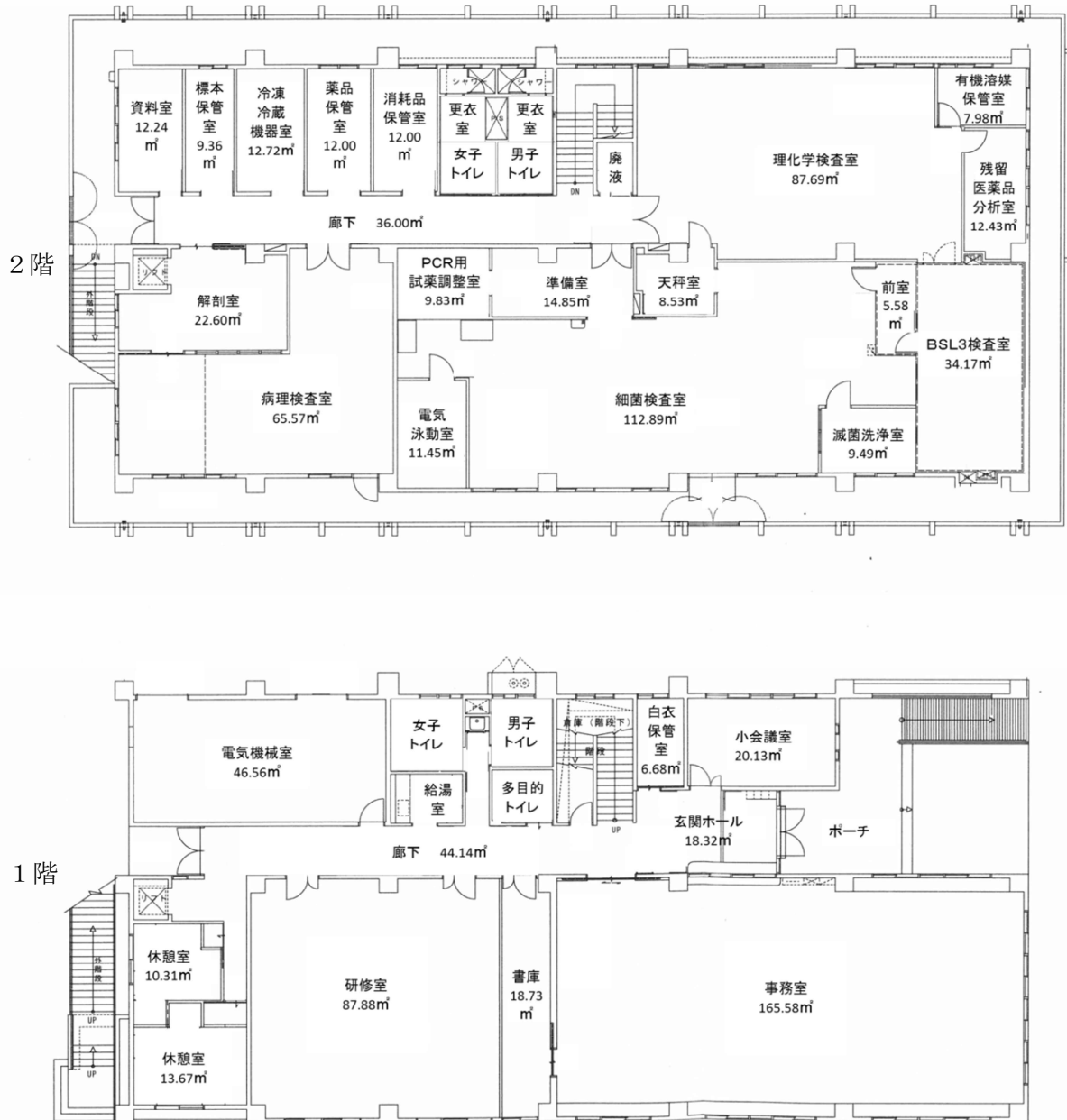
### (2) 歳出

(単位：円)

科 目 (食品衛生指導費)	中央食検		北部食検	
	令達予算額	決 算 額	令達予算額	決 算 額
報 酬	18,360,000	18,130,500	13,220,000	12,943,800
共 済 費	1,501,000	1,334,589	1,137,000	1,127,530
報 償 費	0	0	0	0
旅 費	4,980,000	4,583,800	3,255,400	2,356,085
需 用 費	15,366,000	15,241,075	4,481,000	4,437,660
役 務 費	5,610,000	4,883,018	2,502,000	2,132,242
委 託 料	3,955,000	3,886,272	90,000	46,587
使用料及び賃借料	4,220,000	4,108,854	2,825,000	2,796,788
備品購入費	1,907,000	1,902,824	1,934,000	1,724,652
負担金、補助及び交付金	114,000	114,000	56,000	56,000
公 課 費	15,000	15,000	0	0
計	56,028,000	54,199,932	29,500,400	27,621,344

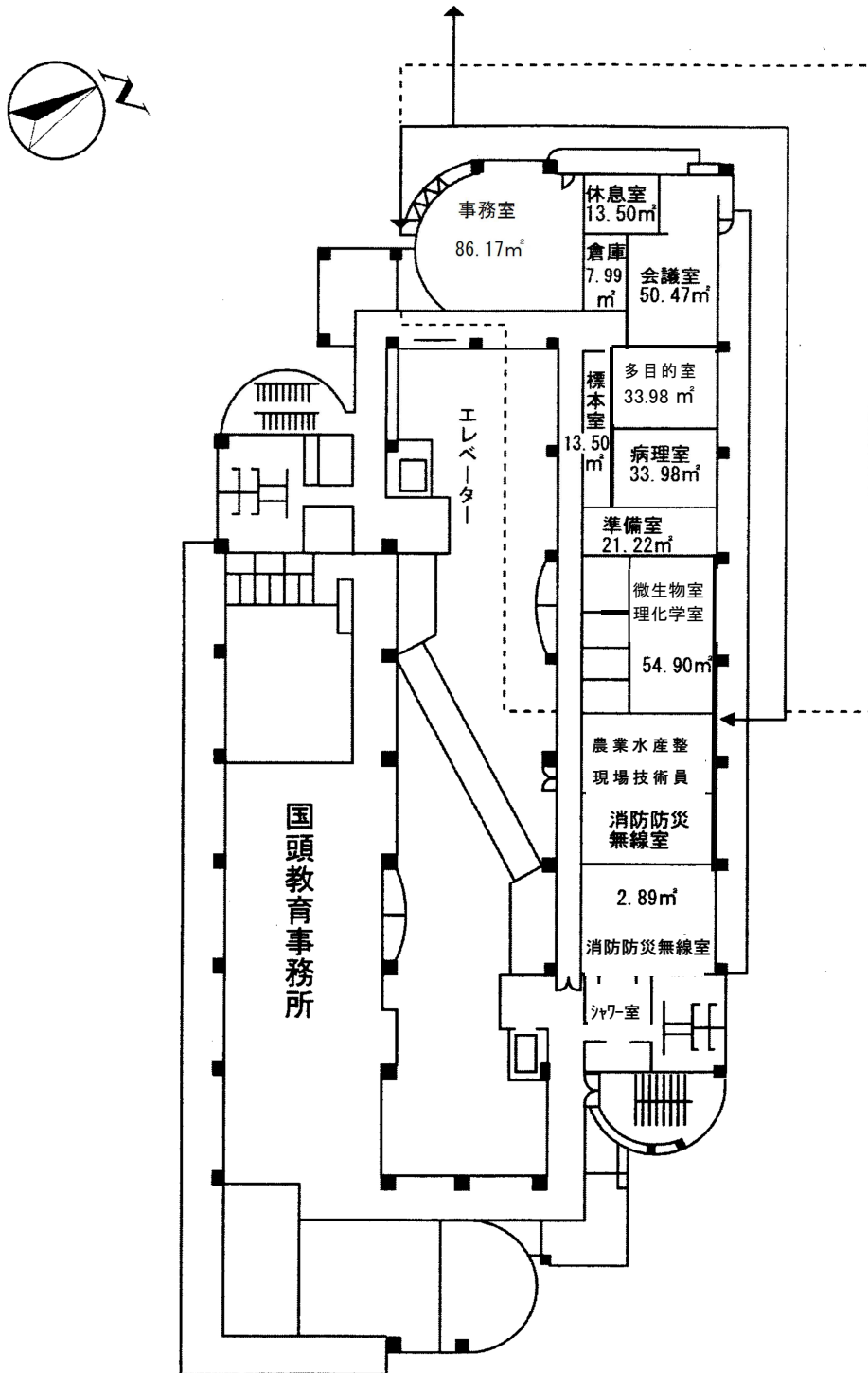
## 9 検査所庁舎の平面図

(1) 中央食肉衛生検査所



敷地面積	2,462.64m <sup>2</sup>
構造及び階数	鉄筋コンクリート造・2階建
1階床面積	479.31m <sup>2</sup>
2階床面積	539.09m <sup>2</sup>
延べ床面積	1,018.40m <sup>2</sup>
建築面積	621.86m <sup>2</sup>
建設経費	総工費 449,526,660円
開設年月日	平成26年9月12日
竣工年月日	平成27年3月5日

(2) 北部食肉衛生検査所（北部合同庁舎5階）



# 10 主な検査機械器具（備品）

## 1. 中央食肉衛生検査所

### (1) 微生物関係・TSE 関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	遠心分離器	2	19	フリーザー	4
2	光学顕微鏡	1	20	ストマッカー	3
3	暗視野顕微鏡	1	21	ダイナミックサンプルミキサー	1
4	実体顕微鏡	1	22	高圧蒸気滅菌器	4
5	製氷機	1	23	温度コレクタ	1
6	電気低温乾燥機	1	24	バイオハザード対策用セーフティキャビネット	2
7	ウォーターバス	2	25	純水製造装置	1
8	電気冷蔵庫	5	26	菌液調整用濁度計	1
9	ディープフリーザー	1	27	振とう恒温槽	2
10	電子天秤	2	28	組織固定用振とう機	1
11	自動細菌同定装置(ミニアピ)	1	29	ペトリフィルムプレートリーダー	1
12	サーマルサイクラー	2	30	超音波洗浄機	1
13	電気泳動装置	2	31	低湿保管庫	2
14	ゲル撮影装置	1	32	ヒートブロック	4
15	冷却遠心機	1	33	マイクロプレートリーダー	2
16	マイクロ遠心機(卓上・冷却含)	6	34	マイクロプレートウォッシャー	2
17	クリーンベンチ	1	35	多検体細胞破碎機マルチピースショッカー	1
18	インキュベーター	9	36	リアルタイム PCR 装置	1

### (2) 病理関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	蛍光顕微鏡	2	10	パラフィン溶融器	1
2	光学顕微鏡	1	11	パラフィン伸展器	2
3	ディスカッション顕微鏡	2	12	ロータリーマイクローム	2
4	実体顕微鏡	1	13	組織固定用振とう器	1
5	透過性ノルマスキー型微分干渉顕微鏡	1	14	ドラフトチャンバー	1
6	顕微鏡写真撮影装置	1	15	ラミナーテーブル	1
7	SL写真撮影装置	1	16	薬用保冷库	1
8	完全密閉式包埋装置	1	17	ドライキャビネット	2
9	パラフィン包埋ブロック作成装置	1	18	電子天秤	1

### (3) 理化学関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	乾熱滅菌器	1	15	バーチカルシェーカー	1
2	赤外線水分計	1	16	ロータリーエバポレーター	3
3	ホモジナイザー	2	17	マイクロチューブポンプ	1
4	アスピレーター	4	18	冷却水循環装置	3
5	ウォーターバス	4	19	遠心濃縮装置	1
6	電子天秤	2	20	ポータブル残留塩素計	3
7	生化学検査機器 スポットケム	1	21	ヴァックエルートVシステム	1
8	高速液体クロマトグラフ	1	22	ドラフトチャンバー	1
9	恒温振とう培養器	1	23	遠心分離機	2
10	血球分類計算機	1	24	ヘマトクリット遠心機	1
11	インキュベーター	3	25	pH メーター	1
12	フリーザー	2	26	デシケーター	1
13	超音波洗浄機	2	27	電気冷蔵庫	3
14	超音波ピペット洗浄機	1	28	ディープフリーザー	1

## 2. 北部食肉衛生検査所

### (1) 微生物関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	顕微鏡	3	12	自動細菌同定装置	1
2	実体顕微鏡	2	13	高圧蒸気滅菌器	2
3	恒温培養器	6	14	電子天秤	2
4	恒温槽	3	15	混合器	6
5	コロニーカウンター	2	16	真空ポンプ	1
6	遠心分離器	4	17	試料採取・計量器	4
7	クリーンベンチ	1	18	冷凍・冷蔵庫	3
8	ゲル撮影装置	1	19	オートウォッシャー	1
9	トランスイルミネーター	1	20	振とう器	1
10	サーマルサイクラー	2	21	食品検査器	1
11	電気泳動槽	3			

### (2) 病理関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	顕微鏡	2	11	薄切器	2
2	ディスカッション顕微鏡	1	12	かくはん機	2
3	蛍光顕微鏡	2	13	換気装置	2
4	顕微鏡写真撮影装置	2	14	臓器写真撮影装置	2
5	顕微鏡用デジタルカメラコントローラー	1	15	マルチディスカッション顕微鏡	1
6	冷光照明システム	1	16	冷蔵庫	1
7	包埋装置	1	17	一眼レフカメラ及びDXフォーマット用レンズ	1
8	パラフィン溶融器	1	18	振とう器	1
9	パラフィンブロック作成装置	1	19	写真用レンズ	1
10	パラフィン伸展器	3			

### (3) 理化学関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	血液化学自動分析機	1	8	ホモジナイザー	1
2	遠心分離器	1	9	冷蔵・冷凍庫	3
3	全自動血球計数器	1	10	フリーザー	1
4	恒温培養器	1	11	ピペット洗浄機	1
5	pH計	2	12	超音波洗浄器	1
6	かくはん機	1	13	測定用記録装置	1
7	標準比重計	1			

### (4) 共用

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	デジタルカメラ	3	5	砕氷器	1
2	写真機	2	6	フリーザー	1
3	製氷機	1	7	デシケーター	2
4	純水製造装置	1			



## 第2章 検査事業の概要

# I と畜検査業務の概要

## 1 と畜検査頭数

平成28年度、中央・北部両検査所における検査頭数は317,637頭であった。前年度比で1.5%(4,671頭)の増加であった。

畜種別では牛1,959頭(とく1頭含)、馬25頭、豚314,243頭、山羊1,410頭であった。

病畜は820頭(検査頭数の0.26%)で、牛206頭、豚599頭、山羊14頭であった。

## 2 と畜検査結果に基づく措置

とさつ禁止または全部廃棄の措置をした頭数は280頭であった。なお、平成27年度より28%(110頭)の減少であった。

### (1) とさつ禁止

とさつ禁止頭数は14頭であった。豚では豚丹毒が6頭、熱性諸症が5頭であった。

### (2) 全部廃棄

全部廃棄頭数は266頭で、牛13頭、豚251頭、山羊2頭であった。主な疾病は、豚で敗血症84頭、サルモネラ症72頭、トキソプラズマ病48頭、豚丹毒25頭であった。

牛では白血病が10頭であった。

### (3) 一部廃棄

一部廃棄実頭数は218,941頭で、牛1,413頭、とく1頭、馬11頭、豚216,811頭、山羊705頭であった。

## 3 と畜場の衛生指導・衛生教育

### (1) と畜場の衛生指導

と畜場法第6条を適正に実施するために、と畜場および附属施設の衛生保持や設備改善、維持管理等に関して助言、指導を実施した。

### (2) と畜場関係者の衛生教育

と畜場法及び関係法規、人獣共通感染症、と畜場の衛生管理、食肉の衛生管理等について衛生講習会を開催した。

## 4 検査結果の還元

疾病発生予防のため、申請があった生産農場と家畜保健衛生所に検査結果を提供している。

1 と畜検査頭数\*及び獣畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因

\*と畜検査頭数=とさつ頭数+禁止処分実頭数

(1) 中央食検

	と畜検査頭数 ( )は、 とさつ頭数	処分 内容	処分 実 頭 数	細菌病		原虫病		寄生虫病		その他の疾病							合 計
				豚 丹 毒	サル モ ネ ラ 症	ト キ ソ プ ラ ズ マ 病	そ の 他	ジ ス ト マ 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	炎症 又は 汚染 による 炎症 産物	変 性 又は 萎 縮	
合計	201,480 (201,469)	禁止	11	4							3					4	11
		全部 廃棄	206	19	66	21	4		1	78		1			4	12	206
		一部 廃棄	116,891					16	130			64	5	121,196	1,184	7,455	130,050
牛	1,921 (1,919)	禁止	2								2						2
		全部 廃棄	13							3						10	13
		一部 廃棄	1,378					16	74			1	1	1,017	127	284	1,520
とく	1 (1)	禁止															
		全部 廃棄															
		一部 廃棄	1											1			1
馬	25 (24)	禁止	1								1						1
		全部 廃棄															
		一部 廃棄	11											10		2	12
豚	198,710 (198,702)	禁止	8	4												4	8
		全部 廃棄	191	19	66	21	4			75				4	2	191	
		一部 廃棄	115,222									60	4	119,805	1,051	7,115	128,035
山羊	823 (823)	禁止															
		全部 廃棄	2							1		1					2
		一部 廃棄	279						56			3		363	6	54	482

(2) 北部食検

	と畜検査頭数  ( )は、とさつ頭数	処分内容	処分実頭数	細菌病		原虫病		寄生虫病		その他の疾病							合計	
				豚丹毒	サルモネラ症	トキソプラズマ病	その他	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	黄疽	水腫	腫瘍	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮		その他
合計	116,157 (116,151)	禁止	3	2												1	3	
		全部廃棄	60	6	6	27	3			2	9	1		4		1	1	60
		一部廃棄	102,050					1	95				34	8	100,028	2,950	10,611	113,727
牛	37 (37)	禁止															0	
		全部廃棄																0
		一部廃棄	35					1	25				1		33	2	27	89
豚	115,533* (115,527)	禁止	3	2												1	3	
		全部廃棄	60	6	6	27	3			2	9	1		4		1	1	60
		一部廃棄	101,589										30	8	99,625	2,941	10,415	113,019
山羊	587 (587)	禁止															0	
		全部廃棄																0
		一部廃棄	426						70				3		370	7	169	619

\* 生体検査後に死亡した豚3頭を含む

## 2 月別と畜検査頭数

		合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総計	合計	<b>317,637</b>	26,733	24,026	25,480	25,602	27,340	25,593	25,314	26,930	30,890	26,748	24,668	28,313
	牛	<b>1,959</b>	146	133	134	182	164	168	202	158	177	176	172	147
	馬	<b>25</b>	3	1	1	2	4	2	2	1	4	2	2	1
	豚	<b>314,243</b>	26,444	23,792	25,233	25,314	27,047	25,324	24,981	26,638	30,587	26,463	24,397	28,023
	山羊	<b>1,410</b>	140	100	112	104	125	99	129	133	122	107	97	142
中央食検	合計	<b>201,480</b>	16,601	14,827	16,110	16,749	17,764	16,286	15,938	17,352	20,640	16,698	14,935	17,580
	牛	<b>1,922</b>	143	132	133	181	163	162	196	155	172	173	168	144
	馬	<b>25</b>	3	1	1	2	4	2	2	1	4	2	2	1
	豚	<b>198,710</b>	16,375	14,621	15,911	16,508	17,525	16,062	15,676	17,125	20,390	16,455	14,706	17,356
	山羊	<b>823</b>	80	73	65	58	72	60	64	71	74	68	59	79
北部食検	合計	<b>116,157</b>	10,132	9,199	9,370	8,853	9,576	9,307	9,376	9,578	10,250	10,050	9,733	10,733
	牛	<b>37</b>	3	1	1	1	1	6	6	3	5	3	4	3
	豚	<b>115,533</b>	10,069	9,171	9,322	8,806	9,522	9,262	9,305	9,513	10,197	10,008	9,691	10,667
	山羊	<b>587</b>	60	27	47	46	53	39	65	62	48	39	38	63

\*牛（とくを含む）、山羊（めん羊を含む）、北部食検は馬の取り扱いなし

## 3 月別とさつ禁止頭数

		病名	畜種	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総計	合計			<b>14</b>				2	1		4			2	1	4	
	豚丹毒	豚		<b>6</b>										2	1	3	
	熱性諸症	豚		<b>5</b>				1			3					1	
	黄疸	牛		<b>2</b>					1			1					
		馬		<b>1</b>						1							
中央食検	合計			<b>11</b>				1	1		4			1		4	
	豚丹毒	豚		<b>4</b>										1		3	
	熱性諸症	豚		<b>4</b>							3					1	
	黄疸	牛		<b>2</b>					1			1					
		馬		<b>1</b>						1							
北部食検	合計			<b>3</b>				1						1	1		
	豚丹毒	豚		<b>2</b>										1	1		
	熱性諸症	豚		<b>1</b>				1									

#### 4 月別全部廃棄頭数

##### (1) 中央食検

畜種	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計	206	31	15	20	13	31	10	9	7	32	5	15	18
豚丹毒	19	2	3	2	1	1					1	5	4
（じん麻疹型）	6	1									1	1	3
（関節炎型）	9	1	2	2	1							3	
（心内膜炎）	4		1				1					1	1
サルモネラ症	66	9	3	5	3	19	2	2	2	18	1	1	1
トキソプラズマ病	21	6	4	6	1					1			3
住肉胞子虫症	4					1		1				1	1
筋肉変性	4	1		1					1	1			
敗血症（抗酸菌）	3		1			1						1	
敗血症	牛	3			1						1	1	
	豚	72	12	3	5	6	7	6	4	3	12	2	6
白血病	牛	10	1	1		1	2	2	1				2
	豚	2			1					1			
膿毒症	山羊	1											1
水腫（高度）	山羊	1						1					

##### (2) 北部食検

畜種	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計	60	7	7	4	7		1	3	6	7	8	5	5
豚丹毒	6	2	2						1				1
（じん麻疹型）	1	1											
（関節炎型）	3		2						1				
（心内膜炎）	2	1											1
サルモネラ症	6	1	1		3						1		
トキソプラズマ病	27	3	1	4	2		1	1	2	4	4	5	
膿毒症	2	1											1
敗血症	8		1		1				2	2			2
敗血症（抗酸菌）	1										1		
黄疸（高度）	1									1			
筋肉変性	1										1		
腫瘍	4		2		1								1
住肉胞子虫症	3							2	1				
白血病	1										1		



## 5 畜種別の一部廃棄数

### (1) 中央食検

疾病名	牛	とく	馬	豚	山羊	
呼吸器系	638	0	2	70,530	209	
肺	SEP型肺炎			22,085	2	
	ヘモフィルス型肺炎			902		
	胸膜炎型肺炎	281		1	31,681	77
	膿瘍型肺炎	28			2,350	6
	その他型肺炎	293		1	13,494	121
	肺気腫	36			18	3
循環器系	93	0	0	19,903	55	
心	心外膜炎	78			19,544	51
	創傷性心外膜炎				1	
	心膿瘍				20	
	心筋炎	4				1
脾	脾炎	7			202	1
	脾膿瘍	1			3	1
	脾捻転				1	
	巨脾症				15	
	脾うっ血				20	
リン	躯幹リンパ節膿瘍	2			51	
	内臓リンパ節膿瘍	1			46	1
消化器系	671	0	10	96,601	204	
胃	胃炎	16			25	15
腸	小腸炎	19			288	58
	大腸炎	36		1	8,701	51
	出血性大腸炎				848	
	腹膜炎	2			9,591	5
	腹腔膿瘍	2			38	1
	腸気泡症				40	
	P I A症候群				45	
膵	膵水腫			60	2	
肝	間質性肝炎	1			25,632	
	包膜炎型肝炎	123		3	18,028	32
	膿瘍型肝炎	46		1	61	3
	肝硬変型肝炎	3			179	
	胆管炎型肝炎	23				1
	寄生虫性肝炎				16,268	
	その他の肝炎	172		3	14,769	32
	鋸屑肝	31				
	産褥肝	1				
	肝富脈斑	99				
	着色肝	32			908	
	肝砂粒症			2		
	混濁肝				1,051	
	肝出血	65			68	4
	肝線維症				1	
その他	79	0	0	222	5	
抗酸菌症	リンパ節限局型			221		
	その他型			1		
脂肪壊死	79				5	

疾病名	牛	とく	馬	豚	山羊		
泌尿生殖器系	298	1	2	5,005	124		
腎	出血型腎炎	6			207	1	
	膿瘍型腎炎	2			16		
	硬化型腎炎				26		
	ターキーエッグ型腎炎				51		
	腎盂炎型腎炎				5		
	その他型腎炎	247	1	2	1,373	98	
	腎盂拡張				139		
	萎縮腎				119		
	嚢胞腎	40			2,954	2	
	腎結石					4	
	腎梗塞				115	15	
子宮	子宮蓄膿症	2				1	
	卵巣嚢腫					2	
乳房	乳房炎	1				1	
運動器	135	0	0	5,680	63		
耳	耳介異常				1,761		
	筋肉膿瘍	9			671	8	
	外傷性筋出血	12			295		
	筋肉変性	22			10	1	
	筋肉水腫	1				1	
	頭部膿瘍				7	4	
	メラノーシス				14		
	横隔膜炎	69				26	
	横隔膜膿瘍	20			1		
	骨	骨膿瘍				45	1
		関節炎	2			478	2
骨折					56	1	
皮膚	皮下出血				865	1	
	皮下膿瘍				1,477	17	
	皮膚炎					1	
寄生虫病・原虫病	90	0	0	0	60		
腫瘍	肝蛭症	16					
	膵蛭症	73				56	
	双口吸虫症	1					
	毛包虫症					4	
腫瘍	1	0	0	4	0		
その他	腎芽腫				4		
	その他	1					

	牛	とく	馬	豚	山羊
合計	2,005	1	14	197,945	720
(実頭数)	1,378	1	11	115,222	279

(2) 北部食検

疾病名		牛	豚	山羊
呼吸器系		10	70,610	226
肺	S E P型肺炎		27,886	1
	ヘモフィルス型肺炎		936	
	胸膜炎型肺炎	3	19,331	60
	膿瘍型肺炎	1	1,214	8
	その他型肺炎	5	21,228	156
	肺気腫	1	15	1
循環器系		4	15,296	88
心	心外膜炎	1	15,118	84
	心内膜炎		7	
	心膿瘍		2	
脾	脾炎	3	89	1
	脾膿瘍		4	
	巨脾症		5	
	脾うっ血		41	1
リンパ	靭幹リンパ節膿瘍			1
	内臓リンパ節膿瘍		30	1
消化器系		65	106,255	248
胃	胃炎	11	76	13
腸	小腸炎	13	745	53
	大腸炎	23	26,858	34
	出血性大腸炎		688	
	腹膜炎		11,868	11
	腹腔膿瘍		3	
	腸気泡症		13	
	P I A症候群		3	
膵	膵水腫	1	22	2
肝	間質性肝炎	1	22,803	5
	包膜炎型肝炎	5	12,684	43
	膿瘍型肝炎	1	21	4
	肝硬変型肝炎		100	
	胆管炎型肝炎	1		2
	寄生虫性肝炎		13,130	
	肝線維症			
	その他の肝炎	2	14,152	67
	肝富脈斑	6		1
	着色肝		2,715	2
	混濁肝		356	
	肝出血	1	18	11
	その他		1	48
抗酸菌症	リンパ節限局型		46	
	肝病巣型		1	
	脂肪壊死	1	1	5

疾病名		牛	豚	山羊	
泌尿生殖器系		21	18,070	140	
腎	出血型腎炎		79	2	
	膿瘍型腎炎		15	2	
	硬化型腎炎		36		
	ターキーエッグ型腎炎		15		
	腎盂炎型腎炎		48		
	その他型腎炎	3	9,693	95	
	腎盂拡張		240		
	萎縮腎		152		
	嚢胞腎	10	7,235	7	
	腎結石			1	
子宮	腎梗塞	2	554	29	
	子宮蓄膿症	2		1	
乳房	卵巣嚢腫	4	3		
	乳房炎			3	
運動器		8	4,766	59	
耳	耳介異常		1,617		
	筋	筋肉膿瘍	2	911	11
		外傷性筋出血	1	146	1
		筋肉変性	1	26	
		筋肉水腫		8	1
		頭部膿瘍		4	1
		メラノージス		51	
		横隔膜炎	1		21
		横隔膜膿瘍			2
		骨	骨膿瘍		84
関節炎			1	130	10
骨折	1		37		
皮膚	皮下膿瘍	1	1,526	9	
	皮下出血		225	1	
	皮膚炎		1	2	
寄生虫病・原虫病		26	0	175	
	肝蛭症	1			
	膵蛭症	17		70	
	その他	8			
	毛包虫症			105	
腫瘍		0	8	0	
腎芽腫			8		

	牛	豚	山羊
合計	135	215,053	941
(実頭数)	35	101,589	426

## 6 病畜の疾病内訳

### (1) 中央食検

区分	病名	畜種					計	
		牛			馬	豚		山羊
		和牛	乳牛	その他				
合計		41	159	4	1	248	10	463
呼吸器系	肺炎	1						1
消化器系	第四胃変位		4					4
	子宮捻転	1						1
	乳房炎		4					4
神経系	腰痠	4	4		1			9
	神経麻痺		1					1
運動器系	関節周囲炎		1					1
	関節炎	2	44	1		1		48
	脱臼	8	40	1				49
	亜脱臼		1					1
	起立困難					46	1	47
	起立不能	3		1		197	8	209
	産後起立不能	1	1				1	3
	跛行					2		2
	縛創	1						1
	筋炎	2	5					7
	筋断裂	13	45	1				59
	蹄病		3					3
全身性	骨折	2	1					3
	低Ca血症		2					2
その他	ヘルニア					1		1
	その他	3	3			1		7

### (2) 北部食検

区分	病名	畜種			計
		牛 (和牛)	豚	山羊	
合計		2	351	4	357
生殖器系	子宮脱		1		1
運動器系	関節炎		17		17
	脱臼	1		1	2
	起立困難		97		97
	起立不能		25	3	28
	跛行		48		48
	骨折	1	6		7
その他	膿瘍		147		147
	尾咬傷		3		3
	その他		6		6
	切創		1		1

7 と畜検査頭数の推移

		平成									
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
総計	合計	325,706	325,599	355,144	367,017	353,774	351,619	333,666	311,858	312,963	317,637
	牛	2,305	2,612	2,583	2,595	2,231	2,295	2,700	2,324	1,936	1,958
	とく		3	4	1			1	1	2	1
	馬	64	60	49	48	46	50	46	34	20	25
	豚	322,710	322,198	351,828	363,660	350,660	347,903	329,403	308,057	309,684	314,243
	山羊	627	726	677	713	837	1,369	1,516	1,441	1,320	1,410
	めん羊			3			2		1	1	
中央食検	合計	213,364	203,308	226,648	242,264	231,691	230,367	220,265	208,283	198,976	201,480
	牛	2,233	2,503	2,442	2,446	2,104	2,190	2,602	2,248	1,888	1,921
	とく		1	4	1			1	1	2	1
	馬	64	60	49	48	46	50	46	34	20	25
	豚	211,067	200,744	224,153	239,769	229,357	227,431	216,824	205,277	196,287	198,710
	山羊					184	696	792	722	779	823
	めん羊								1		
北部食検	合計	112,342	122,291	128,496	124,753	122,083	121,252	113,401	103,575	113,987	116,157
	牛	72	109	141	149	127	105	98	76	48	37
	とく		2								
	豚	111,643	121,454	127,675	123,891	121,303	120,472	112,579	102,780	113,397	115,533
	山羊	627	726	677	713	653	673	724	719	541	587
	めん羊			3			2			1	

8 とさつ禁止頭数の推移（中央食検と北部食検の合計）

		平成									
畜種		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
疾病名	牛	2		3	6	3	5			2	2
	馬										1
	豚	17	18	30	15	15	20	7	13	25	11
	山羊						1		1	1	
豚丹毒	豚	13	13	25	11	11	16	7	9	24	6
尿毒症	牛				5	1	3			1	
	山羊						1				
膿毒症	豚			1	1	3	3				
黄疸	牛			1	1	2	1				2
	馬										1
熱性諸症	牛	2		2			1			1	
	豚	4	4	4	3	1	1		4	1	5
	山羊								1	1	
その他	豚		1								

9 全部廃棄頭数の推移（中央食検と北部食検の合計）

疾病名	畜種	平成									
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	牛	9	12	21	15	7	13	12	12	16	13
	豚	293	431	434	323	345	390	311	312	346	251
	山羊				2		2	1	1		2
	馬	1				1					
豚丹毒	豚	99	88	172	48	82	97	75	72	76	25
トキソプラズマ病	豚	50	78	82	88	82	73	40	50	95	48
サルモネラ症	豚		163	85	106	109	155	133	142	93	72
住肉孢子虫症	豚	6	12	17	11	12	5	5	6	7	7
豚赤痢	豚	27	2								
膿毒症	牛			1	1	2		1			
	豚	20	27	33	15	20	9	5	6	7	2
	山羊						1				1
敗血症	牛		2	4	5	2	3	4		2	3
	豚	73	41	25	17	18	37	40	20	59	84
	山羊						1				
尿毒症	牛				1				1		
	豚						1			1	
黄疸	牛		2	1							
	豚	4	3	1	3		1	2	3	2	1
	山羊								1		
腫瘍	牛	3	5	12	7	3	1			1	
	馬	1									
	豚	2	3	12	3		1		1		4
白血病	牛	4	2	1			9	7	11	13	10
	豚		1	1	3	5	1	4	2		3
変性	牛	2		1							
	馬					1					
	豚	12	13	6	4	6	6	1	3	4	5
	山羊				1			1			
水腫	牛		1	1	1						
	豚					1			1		
	山羊				1						1
悪性黒色腫	豚				23	8	4	6	6	2	
中毒諸症	豚				2	2					

## 10 と畜場別の開場日数及び検査延べ人員

検査延べ人員		合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		6,673	644	547	605	564	584	540	522	523	541	497	510	596
沖縄県 食肉センター	開場日数	246	21	19	21	21	22	20	20	20	22	19	19	22
	検査員数	4,340	402	357	407	377	387	350	341	341	350	316	328	384
名護市 食肉センター	開場日数	244	21	19	21	20	21	21	19	20	21	20	19	22
	検査員数	2,333	242	190	198	187	197	190	181	182	191	181	182	212

## 11 と畜場の衛生講習会

	開催月日	対 象	人数	内 容
沖縄県食肉 センター	8月25日（木） 26日（金）	沖縄県食肉センター 協進食品 沖縄化製工業 JAミートパーツセンター	135 名	・食中毒の予防について ・食品衛生7Sを学ぼう
名護市食肉 センター	9月2日（金）	沖縄県北部食肉協業組合 北部食肉処理組合 沖縄畜産工業 沖縄化製工業 ヤンバルミートプラザ	48 名	・食中毒・動物由来感染症について ・機械・器具、と畜場での衛生管理

## 12 と畜場の衛生監視、指導

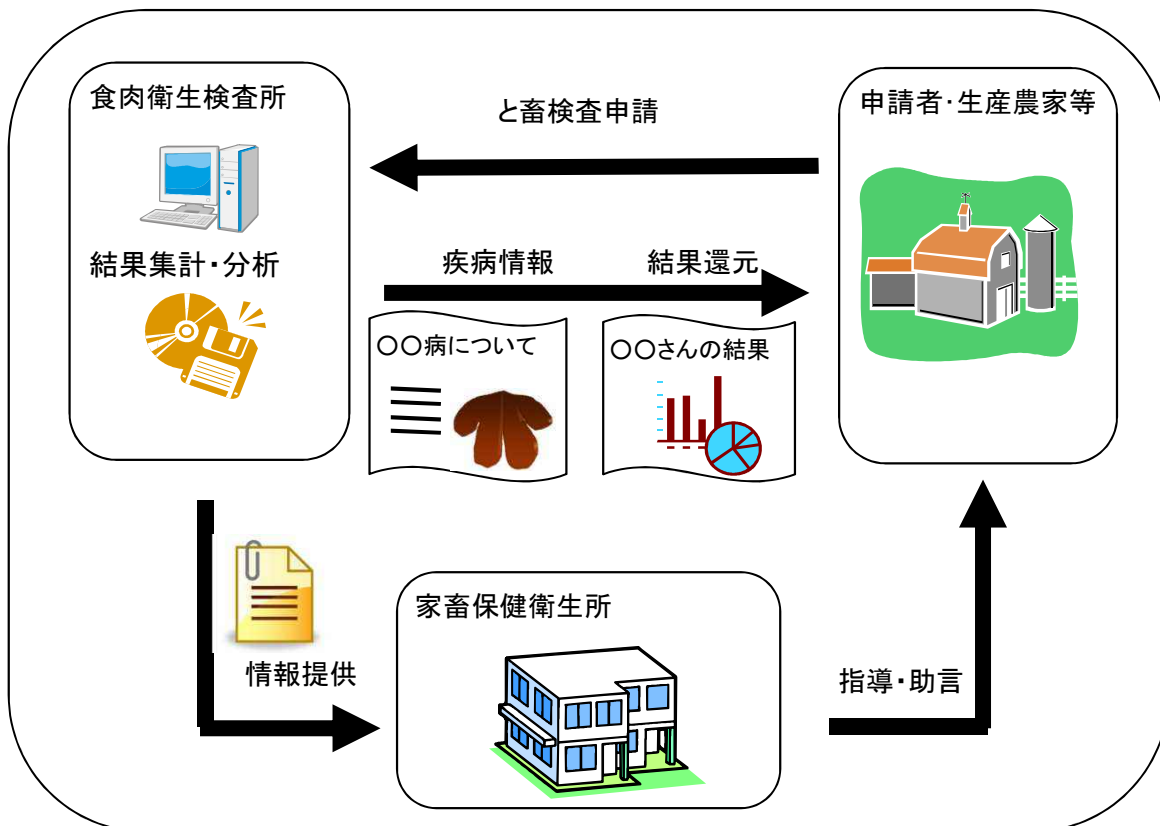
	内 容	実 施 状 況
沖縄県食肉 センター	場内監視	毎日
	衛生チェック	年12回
	衛生合同会議	年12回
名護市食肉 センター	場内監視	毎日
	衛生チェック	年6回
	衛生合同会議	年6回



### 1.3 と畜検査データの還元

検査結果に基づき疾病の発生状況などを整理・分析し、申請者等からの申請に基づきデータを還元している。生産現場での食肉検査データの活用により、生産性の向上及びより健康な家畜の生産を支援することを目的としている。

内 容		対 象	件 数
中央食検	と畜検査結果	生産者	12
	届出伝染病発生状況報告	中央家畜保健衛生所	12
		北部家畜保健衛生所	12
	内臓廃棄明細	(株)沖縄県食肉センター	246
疾病明細	(株)那覇ミート	35	
北部食検	と畜検査結果	生産者	33
	届出伝染病発生状況報告	北部家畜保健衛生所	12
	疾病発生状況報告（届出以外）	北部家畜保健衛生所	12
	内臓廃棄明細	北部食肉協業組合	244



## Ⅱ 食鳥検査業務の概要

### 1 検査羽数

平成28年度の食鳥検査羽数は、3,959,111羽であった。

前年度に比較して、2.0%(82,550羽)の減少であった。

種類別では、ブロイラー3,424,011羽、成鶏535,100羽であった。

処理場別では、沖縄食鶏1,619,022羽、中央食品1,804,989羽、食鳥流通センター535,100羽であった。

### 2 食鳥検査結果に基づく措置

ブロイラーでは、とさつ・内臓の摘出禁止15,016羽(検査羽数の0.4%)、全部廃棄20,438羽(0.6%)、一部廃棄66,904羽(2.0%)であった。

成鶏では、とさつ・内臓摘出禁止55,969羽(10.5%)、全部廃棄10,821羽(2.0%)、一部廃棄29,216羽(5.5%)であった。

### 3 施設数

食鳥処理場(年間処理羽数30万羽超)は、中央食検管轄が2施設、北部食検管轄が1施設で、認定小規模食鳥処理場(年間処理羽数30万羽以下)は、中央食検管轄が6施設(休止届2施設、内1施設は年度中に廃止含む)、北部食検管轄が14施設(休止届7施設含む)である。

### 4 細菌汚染調査

食鳥処理場の器具、機材及び食鳥と体について拭き取り検査を随時実施した。検査項目は一般細菌数、大腸菌群数等である。

### 5 食鳥処理場の衛生指導及び衛生教育

食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者及び作業従事者と認定小規模食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者を対象に食鳥肉の衛生管理及び処理技術の向上、食品衛生全般について衛生教育、衛生指導を行った。

1 食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したもの原因

(1) ブロイラー

検査羽数		合計			沖縄食鶏			中央食品			
		3,424,011			1,619,022			1,804,989			
処分実羽数		禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	
		15,016	20,438	66,904	4,120	16,230	13,282	10,896	4,208	53,622	
疾病別 羽数	ウイルス	鶏痘									
		伝染性気管支炎									
		伝染性喉頭気管炎									
		ニューカッスル病									
		鶏白血病									
		封入体肝炎									
		マレック病		112			110			2	
	その他										
	細菌	大腸菌症		9,888			7,704			2,184	
		伝染性コリーザ									
		サルモネラ症									
		ブドウ球菌症		78			19			59	
		その他									
	その他の 疾病	膿毒症									
		敗血症		636			621			15	
		真菌症									
		原虫病									
		寄生虫病									
		変性	2,193	470	11,633	2,007	438	75	186	32	11,558
		尿酸塩沈着症									
		水腫		7	2		6	2		1	
		腹水症	5,447	873		216	605		5,231	268	
		出血	208	597	3,277		450	737	208	147	2,540
		炎症	1,299	5,694	51,541	39	4,858	12,117	1,260	836	39,424
		腫瘍		18	105		6	5		12	100
		異常体温									
		黄疸									
外傷		395	159	346		159	346	395			
中毒諸症											
削瘦及び発育不良		2,326	1,603		765	1,148		1,561	455		
放血不良		3,036	262		1,091	65		1,945	197		
湯漬過度		112	34		2	34		110			
その他		7			7						
計		15,016	20,438	66,904	4,120	16,230	13,282	10,896	4,208	53,622	

## (2) 成鶏

検査羽数		合計			食鳥流通センター			
		535,100			535,100			
処分実羽数		禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	
		55,969	10,821	29,216	55,969	10,821	29,216	
疾病別羽数の疾病	ウイルス	鶏痘						
		伝染性気管支炎						
		伝染性喉頭気管炎						
		ニューカッスル病						
		鶏白血病						
		封入体肝炎						
		マレック病		1			1	
		その他						
	細菌	大腸菌症		13			13	
		伝染性コリーザ						
		サルモネラ症						
		ブドウ球菌症						
		その他						
	その他の疾病	膿毒症						
		敗血症		4			4	
		真菌症						
		原虫病						
		寄生虫病						
		変性		107	8,835		107	8,835
		尿酸塩沈着症						
		水腫		1	1,761		1	1,761
		腹水症	7,384	139		7,384	139	
		出血		118	11,461		118	11,461
		炎症	2,377	4,920	6,459	2,377	4,920	6,459
		萎縮						
		腫瘍		5,335	700		5,335	700
		異常体温						
		黄疸						
		外傷	16,631	4		16,631	4	
		削瘦及び発育不良	28,754	179		28,754	179	
放血不良		807			807			
湯漬過度		16			16			
その他								
計		55,969	10,821	29,216	55,969	10,821	29,216	

2 月別検査羽数及び廃棄羽数

月	合 計		沖縄食鶏		中央食品		食鳥流通センター	
	検査羽数	禁止・ 全部廃棄数 (廃棄率%)	検査羽数	禁止・ 全部廃棄数 (廃棄率%)	検査羽数	禁止・ 全部廃棄数 (廃棄率%)	検査羽数	禁止・ 全部廃棄数 (廃棄率%)
4	<b>351,801</b>	<b>10,952 (3.11)</b>	145,205	4,267 (2.94)	151,824	1,252 (0.82)	54,772	5,433 (9.92)
5	<b>335,729</b>	<b>6,746 (2.01)</b>	140,506	1,994 (1.42)	159,592	1,208 (0.76)	35,631	3,544 (9.95)
6	<b>302,020</b>	<b>4,020 (1.33)</b>	132,089	948 (0.72)	145,512	1,217 (0.84)	24,419	1,855 (7.60)
7	<b>334,122</b>	<b>10,627 (3.18)</b>	138,445	1,936 (1.40)	144,368	763 (0.53)	51,309	7,928 (15.45)
8	<b>314,209</b>	<b>8,170 (2.60)</b>	130,171	1,508 (1.16)	142,195	926 (0.65)	41,843	5,736 (13.71)
9	<b>335,914</b>	<b>10,356 (3.08)</b>	133,610	1,525 (1.14)	148,701	1,527 (1.03)	53,603	7,304 (13.63)
10	<b>330,902</b>	<b>7,118 (2.15)</b>	131,518	1,167 (0.89)	151,263	739 (0.49)	48,121	5,212 (10.83)
11	<b>316,806</b>	<b>8,997 (2.84)</b>	132,939	1,672 (1.26)	148,215	2,115 (1.43)	35,652	5,210 (14.61)
12	<b>367,234</b>	<b>7,228 (1.97)</b>	139,068	910 (0.65)	174,970	949 (0.54)	53,196	5,369 (10.09)
1	<b>330,425</b>	<b>10,903 (3.30)</b>	130,746	1,754 (1.34)	150,577	1,467 (0.97)	49,102	7,682 (15.64)
2	<b>316,981</b>	<b>10,427 (3.29)</b>	130,057	1,296 (1.00)	133,447	1,682 (1.26)	53,477	7,449 (13.93)
3	<b>322,968</b>	<b>6,700 (2.07)</b>	134,668	1,373 (1.02)	154,325	1,259 (0.82)	33,975	4,068 (11.97)
合 計	<b>3,959,111</b>	<b>102,244 (2.58)</b>	1,619,022	20,350 (1.26)	1,804,989	15,104 (0.84)	535,100	66,790 (12.48)

### 3 食鳥検査結果に基づく処分実羽数（ブロイラー・成鶏）

		合 計	沖縄食鶏 (ブロイラー)	中央食品 (ブロイラー)	食鳥流通センター (成鶏)
検査羽数		3,959,111	1,619,022	1,804,989	535,100
処分実羽数		198,364	33,632	68,726	96,006
内 訳	禁 止	70,985	4,120	10,896	55,969
	全部廃棄	31,259	16,230	4,208	10,821
	一部廃棄	96,120	13,282	53,622	29,216

### 4 食鳥処理場の現状

		合 計	沖縄食鶏	中央食品	食鳥流通センター
検 査 羽 数	ブロイラー	3,424,011	1,619,022	1,804,989	0
	成鶏	535,100	0	0	535,100
	あひる	0	0	0	0
	七面鳥	0	0	0	0
	計	3,959,111	1,619,022	1,804,989	535,100
開場日数		785	262	263	260
一日処理能力		23,000	12,000	8,000	3,000
月平均処理羽数		329,927	134,919	150,416	44,592
延べ検査員数		1,592	532	538	522
一日当たり検査員数		6	2	2	2
一日当たり検査羽数		15,100	6,179	6,863	2,058

### 5 食鳥処理場別の開場日数及び検査延べ人員

		合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沖縄食鶏	検査員数	532	46	44	42	44	45	45	44	45	46	42	43	46
	開場日数	262	22	22	21	22	22	22	22	22	23	21	21	22
中央食品	検査員数	538	51	47	44	46	42	45	44	45	48	42	40	44
	開場日数	263	22	23	22	22	21	22	22	22	24	21	20	22
食鳥流通 センター	検査員数	522	46	38	26	50	44	50	48	40	50	46	46	38
	開場日数	260	22	19	13	25	22	25	24	20	25	23	23	19

### 6 10年間の食鳥検査羽数（沖縄県全体と同一）

処理場名	種類	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
沖縄食鶏	ブロイラー	1,793,540	1,878,739	1,835,016	1,788,971	1,822,916	1,788,576	1,756,989	1,766,510	1,682,104	1,619,022
中央食品	ブロイラー	1,469,904	1,517,670	1,367,371	1,332,732	1,373,965	1,243,912	1,455,163	1,680,800	1,834,816	1,804,989
食鳥流通 センター	成 鶏	463,965	442,433	464,850	526,760	503,898	590,083	511,145	524,837	524,741	535,100
	あひる	0	18	5	0	0	0	0	0	0	0
年 計		3,727,409	3,838,860	3,667,242	3,648,463	3,770,779	3,622,571	3,723,297	3,972,147	4,041,661	3,959,111

## 7 認定小規模食鳥処理場

### (1) 処理場数（とさつ一貫処理）

	合 計	鶏 処理施設	あひる 処理施設	七面鳥 処理施設
中央食検	<b>6 (2)</b>	6 (2)	2 (1)	0
北部食検	<b>14 (7)</b>	13 (7)	12 (7)	6 (4)
合 計	<b>20 (9)</b>	19 (9)	14 (8)	6 (4)

( )は休止中の処理施設数で内数である。

複数の種類の食鳥を処理する施設があるため、合計は各処理施設の計と一致しない。

年度中に廃止した施設も処理施設数に含む。

### (2) 確認(処理)状況

#### ア) 中央食検管内

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
確認羽数													
成鶏	252	262	264	320	292	270	236	328	270	358	232	172	<b>3,256</b>
ブロイラー	0	200	465	0	0	0	455	0	0	0	0	0	<b>1,120</b>
あひる	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	22	0	<b>51</b>
禁止・全 部廃棄数 (廃棄率%)													
成鶏	4 (1.6)	5 (1.9)	7 (2.7)	8 (2.5)	6 (2.1)	6 (2.2)	7 (3.0)	8 (2.4)	7 (2.6)	5 (1.4)	4 (1.7)	2 (1.2)	<b>69 (2.1)</b>
ブロイラー	-	0 (0)	1 (0.2)	-	-	-	1 (0.2)	-	-	-	-	-	<b>2 (0.2)</b>
あひる	-	-	-	-	-	-	-	0 (0)	-	-	0 (0)	-	<b>0 (0)</b>

#### イ) 北部食検管内

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
確認羽数													
成鶏	1,840	3,760	3,562	2,720	3,680	2,260	3,520	3,650	3,930	3,230	1,600	4,635	<b>38,387</b>
あひる	159	280	272	413	42	0	0	0	68	0	0	0	<b>1,234</b>
七面鳥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
禁止・全 部廃棄数 (廃棄率%)													
成鶏	2 (0.1)	100 (2.7)	84 (2.4)	52 (1.9)	118 (3.2)	38 (1.7)	126 (3.6)	126 (3.5)	128 (3.3)	94 (2.9)	2 (0.1)	153 (3.3)	<b>1,023 (2.7)</b>
あひる	0 (0)	0 (0)	3 (1.1)	2 (0.5)	0 (0)	-	-	-	0 (0)	-	-	-	<b>5 (0.4)</b>
七面鳥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<b>-</b>

### (3) 処理場別の年間処理羽数

所管		名 称	成鶏	ブロイラー	あひる	七面鳥	計
中 央 食 検	1	松本食鳥加工店*					0
	2	仲座養鶏場*					0
	3	上原養鶏場	3,256				3,256
	4	中川牧場食鳥			51		51
	5	沖縄県立南部農林高等学校		420			420
	6	沖縄県立中部農林高等学校		700			700
北 部 食 検	1	徳安食品*					0
	2	安室養鶏場ヤンバル農場	10,260				10,260
	3	瀬宮食鳥処理センター	17,375				17,375
	4	安村食肉販売店*					0
	5	森山農場食鳥処理場*					0
	6	丸武物産*					0
	7	アガリエ*					0
	8	名嘉食品			100		100
	9	食鳥処理センター松林*					0
	10	農業生産法人(有)乙羽ファーム			10		10
	11	伊江農産			1,124		1,124
	12	有限会社國場電工*					0
	13	玉城食鳥販売	10,560				10,560
	14	沖縄県立北部農林高等学校	192				192
総 計 (20施設)			<b>41,643</b>	<b>1,120</b>	<b>1,285</b>	<b>0</b>	<b>44,048</b>

\* 休止中(平成28年度中の休止を含む)

### 8 食鳥処理場の衛生講習会

処理場名	開催月日	対 象 者	人数	内 容
沖縄食鶏	9月23日	食鳥処理衛生管理者及び従事者	46	・ HACCPについて ・ 拭き取り検査の結果について
中央食品	8月23日	食鳥処理従事者	127	・ 5S活動について ・ 鶏肉で注意すべき食中毒菌
食鳥流通センター	8月9日	食鳥処理衛生管理者及び従事者	16	・ グループワーク 製品に残る糞便由来の汚れを減らすために

### 9 食鳥処理場の衛生監視・指導

	立入検査処理場数	立入検査件数
中央食検	7	15
北部食検	8	11



### Ⅲ 精密検査業務の概要

#### 1 保留に係る精密検査業務

平成28年度は、中央食検・北部食検あわせて585件（牛15件、豚565件、山羊5件）の保留検査を実施し、その結果牛13頭、豚251頭、山羊2頭が全部廃棄となった。

##### (1) 中央食検

畜種	病 類	保留 検査 件数	肉眼 検査	精密検査内容			検査結果	
				微生物	病理 ・ 寄生虫	理化学	全部 廃棄	合格
牛	白血病	12			12		10	2
	敗血症	3		3			3	0
	小 計	15		3	12		13	2
豚	敗血症	抗酸菌			16		3	13
		その他の細菌	121		121		72	49
	豚丹毒	じん麻疹型	8		8		6	2
		関節炎型	61		61		9	52
		心内膜炎型	4		4		4	0
	サルモネラ症	160		160		66	94	
	トキソプラズマ病	26			26		21	5
	白血病	2			2		2	0
	住肉孢子虫症	8			8		4	4
	筋肉変性	4	4				4	0
	中毒諸症	4				4	0	4
	小 計	414	4	354	52	4	191	223
山羊	膿毒症	1			1		1	0
	水腫（高度）	1			1		1	0
	敗血症（抗酸菌）	1			1		0	1
	敗血症	1		1			0	1
	サルモネラ症	1		1			0	1
	小 計	5		2	3		2	3
計	434	4	359	67	4	206	228	

\*1頭の獣畜が複数の病類で保留となることがあるため、「保留検査件数＝保留実頭数」とはならない。

(2) 北部食検

畜種	病 類		保留 検査 件数	肉眼 検査	精密検査内容			検査結果	
					微生物	病理 ・ 寄生虫	理化学	全部 廃棄	合格
豚	敗血症	抗酸菌	3	2		1		1	2
		その他の細菌	11	1	10			8	3
	豚丹毒	じん麻疹型	2		2			1	1
		関節炎型	58	10	48			3	55
		心内膜炎型	2		2			2	0
	サルモネラ症		27	7	20			6	21
	トキソプラズマ病		30	3		27		27	3
	黄疸		3	3				1	2
	悪性黒色腫		4			4		3	1
	白血病		1			1		1	0
	膿毒症		3	3				2	1
	住肉胞子虫症		5	5				3	2
	筋肉変性		1	1				1	0
	その他の腫瘍		1			1		1	0
	小 計		<b>151</b>	<b>35</b>	<b>82</b>	<b>34</b>		<b>60</b>	<b>91</b>
計		<b>151</b>	<b>35</b>	<b>82</b>	<b>34</b>		<b>60</b>	<b>91</b>	

\*1頭の獣畜が複数の病類で保留となることがあるため、「保留検査件数＝保留実頭数」とはならない。

## 2 伝達性海綿状脳症（T S E）検査業務

県内全てのと畜場におけるT S Eスクリーニング検査を中央食検で行った。

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部が改正され、平成25年7月1日からB S Eスクリーニング検査の対象月齢が48ヶ月齢超となった。

また、山羊及びめん羊については、平成28年6月1日から、生体検査に異常を認めた場合を除き、スクリーニング検査が廃止となった。

平成28年度は牛1,367頭、山羊及びめん羊375頭の検査を実施し、結果はすべて陰性であった。

### (1) 牛

#### ア) 検査頭数（と畜日で集計）

		計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計		<b>1,367</b>	94	102	100	123	132	109	136	102	127	119	127	96
中央食検	沖縄県食肉センター	<b>684</b>	42	57	40	60	67	55	69	51	64	68	66	45
北部食検	名護市食肉センター	<b>33</b>	2	1	1	1	1	4	6	2	5	3	4	3
南部保健所	久米島と畜場	<b>6</b>	1	1	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0
宮古保健所	(株)宮古食肉センター	<b>100</b>	9	8	8	8	9	10	12	6	8	5	9	8
八重山保健所	(株)八重山食肉センター	<b>543</b>	40	35	51	51	55	40	49	42	50	43	47	40
	与那国町食肉処理場	<b>1</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

#### イ) 検査区分別頭数

	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計	<b>1,367</b>	94	102	100	123	132	109	136	102	127	119	127	96
ア	<b>0</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イ	<b>1,366</b>	94	102	99	123	132	109	136	102	127	119	127	96
ウ	<b>1</b>	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ア：生後24ヶ月齢以上のうち、生体検査において運動障害、反射又は意識障害などの神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛

イ：生後 48 ヶ月齢超の牛

ウ：その他（ア及びイ以外）の牛

(2) 山羊及びめん羊

ア) 検査頭数

		計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計		375	207	157	0	1	1	0	3	0	0	0	2	4
中央食検	沖縄県 食肉センター	163	80	73	0	1	1	0	3	0	0	0	2	3
北部食検	名護市 食肉センター	87	60	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南部保健所	久米島と畜場	14	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮古保健所	(株)宮古 食肉センター	65	35	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
八重山保健所	(株)八重山 食肉センター	46	20	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	与那国町 食肉処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ) 検査区分別頭数

	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計	364	207	157	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ	364	207	157	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウ	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

ア： 症状を呈するめん羊及び山羊

イ： その他のめん羊及び山羊

ウ： 12ヶ月齢未満のめん羊及び山羊で検査を実施しなかった頭数

\*平成28年6月1日から、生体検査において異常を認めた場合を除き、スクリーニング検査が廃止になった事に伴い、検査区分も無くなった。6月から3月までに計11頭の検査を行った。

### 3 微生物検査業務

細菌性疾病の疑いのある保留獣畜について細菌学的検査を行った。食肉等の衛生的処理の確認検査として、施設や枝肉の拭き取り検査を行った。

また、牛解体処理工程において脳・脊髄が適切に洗浄・除去されているか確認するために、中枢神経系の細胞マーカーであるグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）の残留量測定を行った。

#### (1) 保留獣畜の精密検査件数

畜種	病 類	中央食検			北部食検			
		検査 件数	培養 検査	PCR 検査	検査 件数	培養 検査	PCR 検査	
牛	敗血症	3	3	0	0	0	0	
豚	敗血症	121	121	0	12	12	0	
	豚丹毒	じん麻疹型	8	8	0	2	2	0
		関節炎型	61	61	6	48	48	0
		心内膜炎型	4	4	4	2	2	0
	サルモネラ症	160	160	66	22	22	6	
山羊	敗血症	1	1	0	0	0	0	
	サルモネラ症	1	1	0	0	0	0	
計		<b>359</b>	<b>359</b>	<b>76</b>	<b>86</b>	<b>86</b>	<b>6</b>	

\*1頭の獣畜が複数の病類で保留となる例があった。

#### (2) 拭き取り検査

##### ア) 施設・処理工程（調査ポイント数）

	沖縄食鶏	食鳥流通センター	計
中央食検	18	6	24

##### イ) 枝肉（検体数）

	牛	豚	山羊	鶏 (ブロイラー)	鶏 (成鶏)	計
中央食検	24	40	16	33	24	137
北部食検	16	40	16	—	—	72

### (3) 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留量調査

下記のと畜場のGFAP検査を中央食検で実施した。

管轄施設 検査部位	中央食検	北部食検	宮古保健所	八重山保健所	計
	沖縄県 食肉センター	名護市 食肉センター	(株)宮古 食肉センター	(株)八重山 食肉センター	
頸部周囲	24	16	18	24	82
外側腹部	24	16	18	24	82

### (4) 検査技術の検証

検査の信頼性を確保するため、既知の微生物を含む試験品から当該微生物を検出、分離、同定する技術の検証を行った。

「平成28年度第1回食品衛生検査施設における精度管理」(平成28年7月実施)  
検査項目(定性試験):大腸菌群、黄色ブドウ球菌、E. coli、サルモネラ属菌  
試料:模擬食材

「平成28年度第2回食品衛生検査施設における精度管理」(平成28年11、12月実施)  
検査項目:細菌数、大腸菌群  
試料:牛乳

#### 4 病理・寄生虫検査業務

と畜検査及び食鳥検査で病理検査が必要とされた獣畜について検査を行った。

##### (1) 保留獣畜の精密検査頭数

豚のトキソプラズマ病は、リンパ節病変部位のスタンプ標本をアクリジンオレンジ蛍光染色し、タキゾイトの検出を行った。住肉孢子虫症は、筋肉内の石灰化した虫体の肉眼検索を行った。抗酸菌症、腫瘍等については病理組織学的検査を行った。

畜種	病 類	検 査 頭 数	
		中央食検	北部食検
牛	白血病	12	0
豚	トキソプラズマ病	26	27
	住肉孢子虫症	8	5
	敗血症（抗酸菌）	16	1
	悪性黒色腫	0	4
	白血病	2	1
	その他の腫瘍	0	1
山羊	膿毒症	1	0
	敗血症（抗酸菌）	1	0
	水腫（高度）	1	0
計		<b>67</b>	<b>39</b>

##### (2) 病理組織学的検査

保留検体を含め、中央食検146検体、北部食検24検体の検査を行った。

畜種	中央食検					北部食検			
	炎症	腫瘍	変性	その他	計	炎症	腫瘍	その他	計
牛	6	12	1	3	22	1	0	0	1
馬	1	0	0	0	1	0	0	0	0
豚	51	3	3	15	72	4	6	1	11
山羊	4	0	1	5	10	0	0	0	0
鶏	15	16	7	3	41	1	9	2	12
計	<b>77</b>	<b>31</b>	<b>12</b>	<b>26</b>	<b>146</b>	<b>6</b>	<b>15</b>	<b>3</b>	<b>24</b>

ア) 中央食検

畜種	区分	診断名	件数	
牛 22	炎症 6	化膿性肉芽腫性肺炎	1	
		肉芽腫性肺炎	1	
		疣贅性心内膜炎	1	
		栓塞性化膿性腎炎	1	
		慢性間質性腎炎	1	
		リンパ節炎	1	
	腫瘍 12	リンパ腫(牛白血病)	12	
	変性 1	メラニン色素沈着	1	
	その他 3	臍結石	1	
		脂肪壊死	1	
うっ血肝		1		
馬 1	炎症 1	肝砂粒症	1	
豚 72	炎症 51	疣贅性心内膜炎	1	
		心筋炎	1	
		カタル性肺炎	2	
		化膿性肉芽腫性肺炎	1	
		繊維素性化膿性肺炎	1	
		気管支肺炎	1	
		肝巣状壊死	11	
		肉芽腫性肝炎 (内、抗酸菌症3件)	8	
		好酸球性間質性肝炎	2	
		寄生虫性肝炎	1	
		間質性肝炎	4	
		胆管肝炎	2	
		化膿性肝炎	1	
		肝炎	2	
		間質性腎炎	1	
		腎梗塞	1	
		尿細管壊死	1	
		化膿性肉芽腫性リンパ節炎	1	
		肉芽腫性リンパ節炎	4	
		壊死性リンパ節炎	1	
		リンパ節炎	1	
		脾巣状壊死	1	
		脾炎	1	
		慢性肉芽腫性筋炎	1	
		腫瘍 3	白血病	2
			肝のリンパ腫	1
			変性 3	肝の空胞変性
		筋萎縮		1

畜種	区分	診断名	件数	
	その他 15	リンパ濾胞	4	
		全身性出血	2	
		脾髄出血	1	
		肺水腫	1	
		腸間膜リンパ節傍皮質増生	1	
		うっ血肝	1	
		著変なし	5	
		山羊 10	炎症 4	肝巣状壊死
間質性肝炎	1			
富脈斑	1			
変性 1	肝の脂肪変性		1	
	その他 5		全身性水腫	1
腸壁内血腫		2		
毛包虫症		1		
ブロ イ ラー 36	炎症 11	著変なし	1	
		心外膜炎	1	
		化膿性皮膚炎	1	
		皮膚炎	4	
		肉芽腫性肝炎	1	
		気管支肺炎	1	
		化膿性肺炎	1	
		脾巣状壊死	1	
		化膿性卵黄囊炎	1	
		腫瘍 16	マレック病	9
			扁平上皮癌	3
	奇形腫		2	
	骨髓球腫		1	
	繊維系腫瘍		1	
	変性 6	肝細胞変性	1	
		肝の空胞変性	1	
		筋肉変性	1	
		浅胸筋症	1	
		肝の脂肪変性	1	
		メラニン色素沈着	1	
その他 3	筋の点状出血	1		
	筋の出血	1		
	コクシジウム症	1		
成鶏 5	炎症 4	心筋炎	1	
		実質性肝炎	1	
		急性肝炎	1	
		急性反応性脾炎	1	
	変性 1	アミロイド沈着症	1	



イ) 北部食検

畜種	区分	診断名	件数
牛1	炎症1	第2胃の肉芽腫性炎	1
豚 11	炎症 4	肝の巣状壊死性炎	2
		肉芽腫性炎 (内、抗酸菌症1件)	2
	腫瘍 6	悪性黒色腫	4
		豚白血病	2
	その他1	筋肉壊死および脊髄壊死	1
鶏 12	炎症1	筋胃のびらんおよび潰瘍	1
	腫瘍 9	顆粒膜細胞腫	1
		骨髄性白血病	7
		扁平上皮癌	1
	その他2	ロイコチゾーン病	1
		脾のリンパ球の過形成	1

## 5 理化学検査業務

畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査（厚生労働省通知モニタリング検査）や食肉の残留抗菌性物質モニタリング検査、中毒諸症などを疑う獣畜の精密検査を行った。

### (1) 残留有害物質モニタリング検査（厚生労働省通知モニタリング検査）

検査項目	検査	牛		豚		鶏		乳	蜂蜜	鶏卵	マダイ	エビ	計	
	検体	筋肉	腎臓	筋肉	腎臓	筋肉	腎臓							
抗生物質	抗生物質 (簡易検査)	検査数	5	5	10	10	10	10	18	11	28	5	10	122
		陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テトラサイクリン系*1	検査数							18					18
		陽性数							0					0
	タイロシン	検査数					10							10
		陽性数					0							0
合成抗菌剤	検査数	5*2		10*3		10*2					5*4	10*5	40	
	陽性数	0		0		0					0	0	0	
内部寄生虫薬	フルベンダゾール	検査数									28			28
		陽性数									0			0
有機塩素系農薬*6	ヘプタクロル ディルドリン アルドリン DDT	検査数	5		5		5							15
		陽性数	0		0		0							0

(中央食検で実施)

\*1 クロルテトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン

\*2 スルファジメトキシシ、スルファモノメトキシシ、スルファキノキサリン、オキシリニック酸、エンロフロキサシ、オルビフロキサシ

\*3 スルファジメトキシシ、スルファモノメトキシシ、オキシリニック酸、エンロフロキサシ、オルビフロキサシ

\*4 スルファジメトキシシ、スルファモノメトキシシ、オキシリニック酸、オルビフロキサシ、トリメトプリム

\*5 オキシリニック酸

\*6 有機塩素系農薬は沖縄県衛生環境研究所で検査実施

(2) 残留抗菌性物質モニタリング検査

管内と畜場に搬入された牛及び豚の残留抗菌性物質検査を行った。

残留抗菌性物質 モニタリング検査			中央食検				北部食検			
			筋肉	腎臓	計		筋肉	腎臓	計	
					検体数	(頭数)			検体数	(頭数)
牛	簡易検査 (直接法)	検体数	52	48	100	52	0	0	0	0
		陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易検査 (抽出法)	検体数	0	0	0	0	0	0	0	0
		陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0
	分別推定法	検体数	0	0	0	0				
		陽性数	0	0	0	0				
豚	簡易検査 (直接法)	検体数	80	80	160	80	5	95	100	95
		陽性数	0	1	1	1	0	12	12	12
	簡易検査 (抽出法)	検体数	0	1	1	1	0	12	12	12
		陽性数	0	1	1	1	0	12	12	12
	分別推定法	検体数	0	13*	13*	13*				
		陽性数	0	13*	13*	13*				

\* 北部食検の12検体を含む。

(3) 保留獣畜の精密検査頭数

畜種	中央食検
	中毒諸症
豚	4

(4) 外部精度管理（中央食検）：残留動物用医薬品検査（定量）

一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所

検査項目：スルファジミジン

検体：鶏筋肉

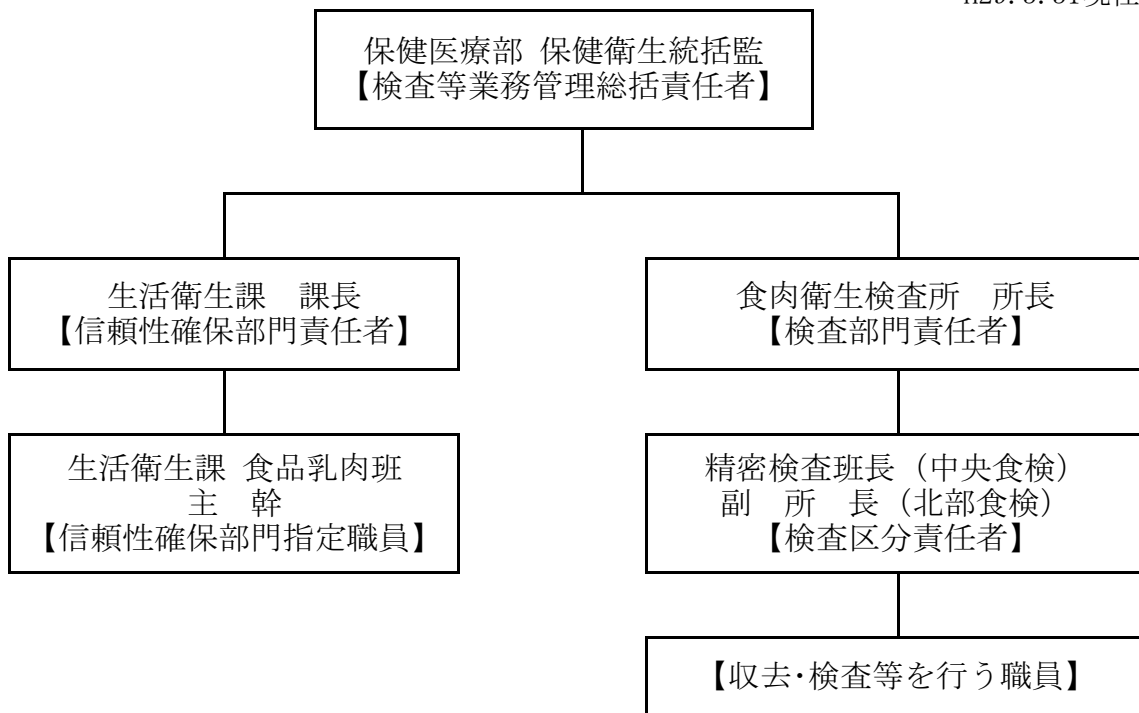
(5) G L P (業務管理)

平成8年に食品衛生法施行令の一部改正により、食品衛生検査施設における検査等の業務管理(以下G L P)が義務づけられた。

当検査所では「沖縄県食品衛生検査施設等業務管理要綱」(最終改正H28.9)に基づき、実施している。

〈中央・北部食肉衛生検査所G L P組織図〉

H29.3.31現在



## 第3章 研修及び調査研究

# 1 研修及び講習会

食肉衛生検査業務を円滑に遂行するため、検査員は各種研修会に参加し、新しい専門知識や技術の習得に努めている。

(1) 県内

☆：講師

★：発表者

研 修	場 所	期 日	出 席 者
保健所等職員技術研修会 (微生物コース)	南城市	5月30日～6月3日	中央食検：砂川真紀、西野珠美 北部食検：今井隆之、玉代勢旦子
沖縄県獣医学会	那覇市	7月16日	中央食検：★大山み乃り
沖縄県衛生監視員研究発表会及び研修会	那覇市	7月22日	中央食検：★佐々木哲、★上原美智代 平良勝也
平成28年度沖縄県高病原性鳥インフルエンザ防疫実働演習	うるま市	10月25日	中央食検：吉田崇、安富祖理香、 安井嘉代子、川田敬子 北部食検：小田英治、三輪英一 高橋まりこ、松岡弘毅
と畜衛生管理者資格取得講習会	那覇市 南城市	11月11日～13日	中央食検：☆森河隆史、☆大野亜希子 ☆新垣尚美、☆宜保公子 ☆吉田崇、☆服部千夏 ☆佐々木哲、☆上原美智代 北部食検：☆新垣衡、☆三輪英一
食肉衛生技術研修会	那覇市	2月1日	中央食検、北部食検職員 中央食検：★宮平誠人、★宜保公子 ★大山み乃り、★仲本佑子 ★川田敬子、★西野珠美 北部食検：★今井隆之、★玉代勢旦子、 ★松岡弘毅
○特別講演 「徳島県における大規模食鳥処理場でのHACCP導入の取り組み」 徳島県 食肉衛生検査所 次長 山本 晃久先生			
職業紹介出張講座	西原町	2月4日	中央食検：☆具志堅萌子

## (2) 県外

☆：講師

★：発表者

研 修	場 所	期 日	出 席 者
第 938 回 HPLC 基礎講座	東京都	5 月 11 日	中央食検：上原美智代
全食検協* <sup>1</sup> 病理部会第 72 回病理研修会	神奈川県	5 月 19 日～20 日	中央食検：★川田敬子、宜保公子 北部食検：松岡弘毅
食肉衛生技術研修	埼玉県	6 月 6 日～7 月 1 日	中央食検：宮平誠人
第 961 回 HPLC 入門講習会	東京都 埼玉県	9 月 15 日～16 日	中央食検：安井嘉代子
全食検協* <sup>1</sup> 全国大会	宮城県	7 月 19 日～21 日	中央食検：大野明美 北部食検：嘉数浩
全食検協* <sup>1</sup> 理化学部会総会及び研修会	茨城県	10 月 7 日	中央食検：沓澤史絵、安井嘉代子
HACCP 指導者養成研修会 (九州ブロック)	福岡県	10 月 12 日～14 日	中央食検：森河隆史
第 45 回九州地区食検協* <sup>2</sup> 大会	大分県	10 月 27 日～28 日	中央食検：★仲本佑子、大野明美 宮平誠人、宜保公子 北部食検：嘉数浩、小田英治
全食検協* <sup>1</sup> 微生物部会総会・研修会	神奈川県	11 月 9 日	中央食検：銘苺愛美、佐々木哲 北部食検：高橋まりこ
HACCP 研修	宮崎県	11 月 14 日～19 日	北部食検：☆三輪英一、工藤奈々 玉代勢旦子
全食検協* <sup>1</sup> 病理部会第 73 回病理研修会	神奈川県	11 月 16 日～17 日	中央食検：★川田敬子、吉田崇 北部食検：長嶺ゆり

研 修	場 所	期 日	出 席 者
HACCP 指導者養成研修会 (九州ブロック)	大分県	1月18日～20日	中央食検：新垣尚美
全国食肉衛生技術研修会 ・衛生発表会	東京都	1月23日～24日	中央食検：★仲本佑子、平良勝也 大山み乃り 北部食検：玉城正幸
全国食鳥肉衛生技術研修 会・衛生発表会	東京都	1月25日～26日	中央食検：平良勝也、砂川真紀 佐藤まどか 北部食検：新垣衡、今井隆之
HPLC スクール〈コースⅡ〉	東京都	1月25日	中央食検：上原美智代

\*1 全食検協：全国食肉衛生検査所協議会

\*2 九州地区食検協：九州地区食肉衛生検査所協議会



## 2 調査研究発表演題一覧

### (1) 学会発表

発表会	期 日	演 題	発表者
全食検協病理部会 病理研修会 (第 72 回)	5 月 19 日 ～20 日 神奈川	牛の大腿部および肝臓の腫瘍	川田 敬子 (中央食検)
沖縄県獣医学会 (第 47 回)	7 月 16 日 沖縄	沖縄本島豚由来 <i>Salmonella</i> <i>Choleraesuis</i> のフルオロキノロン耐性	大山 み乃り (中央食検)
沖縄県衛生監視員研究 発表会及び研修会 (第 47 回)	7 月 22 日 沖縄	食鳥処理場におけるカンピロバクター及 びサルモネラ属菌の汚染実態調査	佐々木 哲 (中央食検)
		HPLC による血液を用いた抗血液凝固 系殺鼠剤中毒検査法の検討	上原 美智代 (中央食検)
九州地区食検協大会 (第 45 回)	10 月 27 日 ～28 日 大分	リアルタイム PCR による関節炎型豚丹毒 の迅速診断法	仲本 佑子 (中央食検)
全食検協病理部会 病理研修会 (第 73 回)	11 月 16 日 ～17 日 神奈川	牛の大腿部および肝臓の腫瘍	川田 敬子 (中央食検)
平成 28 年度 全国食肉衛生技術研修 会及び衛生発表会	1 月 23 日 ～24 日 東京	リアルタイム PCR による関節炎型豚丹毒 の迅速診断法	仲本 佑子 (中央食検)

(2) 沖縄県食肉衛生技術研修会 (第41回)

演題番号	演 題	発 表 者
1	フルオロキノロン耐性 <i>Salmonella</i> Choleraesuis における耐性化の解析	大山 み乃り (中央食検)
2	リアルタイム PCR による関節炎型豚丹毒の迅速診断法 (第2報)	仲本 佑子 (中央食検)
3	豚の疣贅性心内膜炎由来 <i>Streptococcus suis</i> の性状解析	西野 珠美 (中央食検)
4	管内と畜場に搬入されたイノブタにおける E 型肝炎ウイルスの保有状況調査	今井 隆之 (北部食検)
5	管内と畜場におけるブタのノロウイルスおよびサポウイルス感染状況調査(第2報)	玉代勢 旦子 (北部食検)
6	と畜検査における牛白血病の発生状況について	宜保 公子 (中央食検)
7	平滑筋肉腫との鑑別に苦慮した牛の筋線維芽細胞肉腫	川田 敬子 (中央食検)
8	食鳥処理場における死鳥数増加に伴う対応事例について	宮平 誠人 (中央食検)
9	肉用鶏におけるカンピロバクターの保菌調査 (第2報)	松岡 弘毅 (北部食検)

演題番号：1

演題名：フルオロキノロン耐性 *Salmonella Choleraesuis* における耐性化の解析

発表者名：○大山み乃り、西野珠美、岡野祥、仲本佑子、佐々木哲、中村正治

発表者所属：中央食肉衛生検査所

### 1. はじめに

フルオロキノロン系薬剤 (FQ) は人および動物の細菌感染症に広く使用されている重要な二次選択薬である。近年、近隣の台湾では FQ 耐性の豚由来 *Salmonella Choleraesuis* (SC) が人へ感染し、治療に問題を生じた事例が報告されており、家畜から人へ伝播して拡散する危険性が指摘されている。国内の家畜由来のサルモネラ属菌はそのほとんどが FQ に感受性であり、豚由来 SC の FQ 耐性株は 1 株のみ報告されているが、沖縄県では昨年度の調査でと畜場由来の FQ 耐性 SC 株が 7.1% (57/801 株) 確認された。検出された FQ 耐性株の耐性化については主要耐性機構である染色体の変異に加えて別の要因も考えられたため、今回は耐性機構の一つである伝達性プラスミドについて、保有状況および SC も含めた細菌間での伝達の可能性について調査した。

### 2. 材料及び方法

2008 年 4 月～2015 年 9 月までの沖縄県内の 2 と畜場由来分離 FQ 耐性 SC (9 農場 57 株) と 2016 年 9 月～10 月までの豚の臀部および胸部の拭き取り検査において検出された大腸菌群 (5 農場 70 株) について、プラスミド性キノロン耐性 (PMQR) 遺伝子 (*qnrA*, *qnrB*, *qnrS*, *aac(6')**Ib-cr*, *qepA*, *oqxA*, *oqxB*) の検出を PCR により行った。検出された耐性遺伝子はシークエンスにより塩基配列を決定し、変異体の分類を行った。

### 3. 結果

PMQR 遺伝子検出において、FQ 耐性 SC 株からは PMQR 遺伝子のうち *qnrB* が 1 農場 12 株から検出された (検出率 21.1%)。そのうち変異体の決定を行った 5 株はすべて *qnrB2* に分類された。それ以外の PMQR 遺伝子は検出されなかった。一方、大腸菌群からは 3 農場から *qnrB2*, *qnrB11*, *qnrS*, *oqxA* がそれぞれ 3 株、2 株、7 株、5 株が検出された。*qnrB2* が検出された大腸菌群のうち 1 株は、*qnrB2* 検出 FQ 耐性 SC と同一農場であった。

### 4. 考察

豚が保持している大腸菌群と SC にも伝達性プラスミドが確認され、*qnrB2* が同一農場の FQ 耐性 SC と大腸菌群から検出された。PMQR 遺伝子はさまざまな腸内細菌科細菌から検出されていることから、農場内で細菌間での耐性遺伝子の伝播が起こり、最終的に SC の FQ 耐性化に至った可能性が示唆された。今回 PCR を行った PMQR 遺伝子が検出されなかった FQ 耐性 SC の耐性化については、他の要因による可能性が考えられた。PMQR 遺伝子を含む伝達性プラスミドは世界中で確認されており、動物およびヒト起源のサルモネラ属菌と大腸菌との間で伝播が起こり得ることを示唆した報告もある。FQ 耐性 SC は人への感染例の報告もあることから、今後も引き続き沖縄県内での SC の FQ 耐性化について動向を注視していく必要があると考えられた。

演題番号：2

演題名：リアルタイムPCRによる関節炎型豚丹毒の迅速診断法（第2報）

発表者：○仲本佑子、佐々木哲、中村正治

発表者所属：中央食肉衛生検査所

### 1. はじめに

平成27年度の調査研究にて、リアルタイムPCR（以下r-PCR）を用いた培養前後の培養液中DNA量の比較により、関節炎型豚丹毒の検査日数の短縮が可能であることを報告したが、DNA抽出キットが高価であることに加えて1頭の検査に12検体ものPCRサンプルを要することによる検査コストが課題であった。そこで今回、培養前後の各培養液をプール検体としてr-PCR検査に供する検査法を検討したので報告する。

### 2. 材料および方法

- (1) 検出限界値調査：当所にて分離された豚丹毒菌10株を用いて、アザイド・ゲンタカナ混合培地中で菌量を $10^0 \sim 10^5$ CFU/mlに調整し、r-PCR法を実施して検出限界値を求めた。
- (2) 豚丹毒菌添加試験：当所にて分離された豚丹毒菌2株を用いた。アザイド及びゲンタカナ液体培地に豚丹毒陰性の内腸骨リンパ節、関節絨毛、関節液を添加し、そのうち1本の試験管に $10^0$ CFU/mlの豚丹毒菌液を添加して（2株×6パターン）、18時間培養した。培養前後の各培養液6本の試験管から各35 $\mu$ lを採取してプール検体（計210 $\mu$ l）とし、DNA抽出に供した。r-PCRを用いて当該遺伝子を定量し、未検出の場合は定量値0として培養前後の定量値の差を求めた。
- (3) 保留検体を用いた検討：平成27年4月から平成28年12月に関節炎型豚丹毒で保留となったもののうち、陽性14頭と陰性10頭の内腸骨リンパ節、関節絨毛、関節液（使用時まで $-20^\circ\text{C}$ 保存）を用いた。（2）と同様に培養液プール検体を用いて培養前後の定量値とその差を求めた。

### 3. 結果

- (1) 検出限界値は $10^3$ CFU/mlであった。
- (2) 培養前後の定量値の差は $10^4 \sim 10^7$ であった。
- (3) 陽性検体における培養前後定量値の差は $10^3 \sim 10^7$ であった。陰性検体は全て未検出であった。

### 4. まとめ及び考察

2種類の液体培地を混合した状態でも、第1報と同様に検出限界値は $10^3$ CFU/mlであった。添加試験では、検体中菌量が微量で、かつ培養液をプールすることで菌量が希釈される場合を想定して実施したところ、培養前後の差が $10^4 \sim 10^7$ となり、菌の増殖が明らかであった。保留検体を用いた調査では、培養前後の差は $10^3 \sim 10^7$ で差が比較的小さい検体もみられた。検体の長期間凍結保存による当該菌の増幅効率の低下が考えられるため、今後の保留検査で本法を実際に用いて検証し陽性判定の基準値を設定する必要がある。以上より、r-PCR法にプール検体を用いることで1頭につき2検体で検査可能となり、実用的なコストで保留翌日に判定できることが示唆された。

演題番号：3

演題名：豚の疣贅性心内膜炎由来 *Streptococcus suis* の性状解析

発表者名：○西野珠美<sup>1)</sup>、岡野祥<sup>1)</sup>、佐々木哲<sup>1)</sup>、仲本佑子<sup>1)</sup>、高松大輔<sup>2)</sup>、大倉正稔<sup>2)</sup>

発表者所属：1) 中央食肉衛生検査所、2) 動物衛生研究所

### 1. はじめに

豚レンサ球菌 *Streptococcus suis* (*S. suis*) は、豚や人に髄膜炎、敗血症などを引き起こす。本菌の病原因子や発病機構は不明点が多いが、豚や人由来の菌株が遺伝的に近縁であることが近年明らかとなり、PCR を用いた線毛関連遺伝子プロファイリング (PAGP) 法という簡便な疾病リスクの推定法が開発された。当所では平成 27 年より本菌による疣贅性心内膜炎を伴う敗血症が増加しているが、その原因菌の性状解析は行われていない。そこで県内での疾病リスクが高い菌株の分布状況を把握するため、当所で分離した菌株の血清型別試験及び各種遺伝子解析に基づく性状解析を行った。

### 2. 材料及び方法

材料は平成 26 年 6 月から平成 28 年 9 月に分離した豚の疣贅性心内膜炎由来 *S. suis* 70 株を用いた。疫学マーカーとして莢膜形成遺伝子 (*cps*-1J, 2J, 7H, 9H) 及び病原関連遺伝子 (*epf*, *sly*, *mrp*, *arcA*) の出現パターンを PCR により解析した。血清型別は *cps* 保有 57 株を用いて共凝集試験を行った。疾病リスクの推定は PCR で線毛関連遺伝子 (*sbp2*, *sep1*, *sgp1*) を標的とする PAGP 法で行った。また PAGP 法で疾病リスクが高い株集団 Clonal Complex (CC) 1 または 28 に属すると推定された株のうち 4 株については Multi-Locus Sequence Typing (MLST) により Sequence Type (ST) を決定し、疾病リスクを特定した。

### 3. 結果

遺伝子出現パターンは *cps2J*+/*mrp*+/*arcA*+ 52 株 (74.3%)、*cps2J*+/*epf*+/*sly*+/*mrp*+/*arcA*+ 5 株 (7.1%)、*mrp*+/*arcA*+ 11 株 (15.7%)、*arcA*+ 1 株 (1.4%)、*epf*+/*sly*+/*mrp*+/*arcA*+ 1 株 (1.4%) の 5 つに分類された。血清型は 2 型が 38 株、型別不能 (UT) が 18 株、2 型と UT 混在型 1 株であった。PAGP 法では 62 株 (88.6%) が CC28、6 株 (8.6%) が CC1 と推定され、2 株は CC 不明であった。MLST では 2 株が ST1、残り 2 株が ST28 であった。

### 4. 考察及びまとめ

遺伝子出現パターン及び割合は他県の報告と同様であり、県内でも既報と同様の型の菌が蔓延していると考えられた。血清型は豚や人で最も高頻度に検出され、強毒株が多く含まれる 2 型が最多 (54.2%) であった。UT 株は莢膜を失っている可能性があり本来病原性が低いと考えられていたが、心内膜炎病変部では有莢膜株・無莢膜株が共存し、両株が協調して病変を形成することが最近報告されている。心内膜炎多発上位 2 農場での UT 株検出率が高いことから、UT 株はある程度の病原性を有し、多発に関与している可能性が示唆された。PAGP 法では 97% の株が疾病リスクの高い CC に推定され、そのうち MLST を行った 4 株は人由来株と同じ ST であり、特に ST1 は強毒株であることから人にも強毒な株が県内に分布していることが確認された。このことから今後は本菌に強毒株が存在することを考慮し、特に保留検査時の臓器や菌の取扱いに一層注意を払い、と畜検査業務に当たる必要がある。

演題番号：4

演題名：管内と畜場に搬入されたイノブタにおける E 型肝炎ウイルスの保有状況調査

発表者：○今井隆之、工藤奈々、三輪英一

発表者所属：北部食肉衛生検査所

### 1. はじめに

E 型肝炎は、E 型肝炎ウイルス（以下、HEV とする。）によって引き起こされる急性肝炎であり、感染症法で 4 類感染症に分類されている。HEV はブタ、イノシシなどの動物にも感染する人獣共通感染症であり、糞便や汚染水を介して経口感染する。ヒトでは感染動物の食肉等を喫食することで感染することもある。

これまで、豚、イノシシの HEV 保有状況に関する報告はあるが、イノブタについてはない。そこで、今回、管内と畜場に搬入されたイノブタについて調査を実施し若干の知見を得たので報告する。

### 2. 材料および方法

平成 28 年 7 月から 12 月までに管内と畜場に搬入されたイノブタの廃棄処分となった大腸 98 体から内容物を採材した。

材料については、それぞれ、約 10% 乳剤になるよう調整後、遠心分離し、その上清を収集した。次に、この上清からウイルス RNA を抽出し、DNase 処理および cDNA 作成後、nested PCR によりカプシド遺伝子検出を実施し、HEV の有無を判定した。

### 3. 結果

採取した 98 検体について 2 検体 (2.0%) から HEV 遺伝子を検出した。2 検体は同ロット（同一農場）であり、うち 1 検体については肝臓病変として肝包膜炎を認めたが、他の検体については、肉眼的所見は認められなかった。

### 4. 考察

今回の調査結果からイノブタが人への HEV 感染源となりうる可能性が示唆された。

また、肝炎を主徴とする疾病であるにも関わらず、肝臓に肉眼的病変は認められない検体があったことから、と畜検査で排除することが困難であることが分かった。

一般的に肥育豚は移行免疫が失効する二か月齢前後に感染し、出荷時に HEV はほぼ消失すると報告されている（2003 年 高橋ら）。一方、野生イノシシ成獣で 0~10% の割合でウイルスを保有しているという報告もある（2005 年 熊本県、2008 年 福岡県等）。

今回、イノブタから HEV が検出された 1 つの要因として、飼養環境や飼養方法の違い等から、ウイルスに暴露されるタイミングが肥育後期にずれ込んだことが推察される。今後、得られた調査結果について、関係機関と情報を共有していきたい。

演題番号：5

演題名：管内と畜場におけるブタのノロウイルスおよびサポウイルス感染状況調査(第2報)

発表者：○玉代勢旦子、工藤奈々、三輪英一

発表者所属：北部食肉衛生検査所

### 1. はじめに

昨年、当検査所では管内と畜場に搬入されるブタについて7ヶ月間、ヒトに感染性胃腸炎を引き起こすノロウイルス(ヒト NoV)およびサポウイルス(ヒト SaV)の感染状況調査を実施した。その結果、ブタ NoV-G II. 11 およびブタ NoV-G II. 18 の感染を確認したが、ヒト NoV およびヒト SaV は確認されなかった。そこで今回、採材期間を12ヶ月に延長して調査を行ったので報告する。

### 2. 材料および方法

平成28年1月～12月に、前回と同様に管内と畜場に搬入された7ヶ月齢のブタの大腸のうち、廃棄処分となったものから240検体(各月20頭分)を無作為に選定し、個々の内容物を材料として約10%乳剤を作成後、遠心分離し、その上清を検体とした。次に各検体からウイルスRNAを抽出し、DNase処理およびcDNA作成後、nested PCRによりNoVの遺伝子群1(NoV-GI)、遺伝子群2(NoV-GII)およびヒトSaVのカプシド遺伝子の検出を行った。また、検出された遺伝子については塩基配列を決定し、近隣結合法による系統樹解析を行った。

### 3. 結果

採取した240検体のうち19検体(7.9%)からNoV-GIIが検出された。これらについて、カプシド遺伝子5'末端282bpの塩基配列を決定し系統樹解析を実施した結果、検出された遺伝子型は前回と同じ、ブタNoV-GII.11およびブタNoV-GII.18が、それぞれ4株および14株同定された。1株は同定不能であった。ヒトNoVおよびヒトSaVは検出されなかった。月単位のブタNoV-GII検出数は0～4検体(0～20%)であり、季節毎の比較では、冬(12～2月)で有意に検出率が低かった(t検定  $P < 0.05$ )。また、それぞれの遺伝子型内での塩基相同性は80%以上であった。

### 4. 考察

前回と同様、ブタ腸管内容物を原因とするNoVおよびSaVのヒトへの感染リスクは確認できなかった。また、検出されたブタNoV-GII.11およびブタNoV-GII.18の各遺伝子型内での塩基相同性が高く、ブタ間でウイルスが維持されていたと考えられたことも昨年同様であった。今後の調査については、国内外でヒトNoVおよびヒトSaV近縁株のブタからの検出事例の報告があること、また、ヒトNoVの流行の亜型は1つの型の中でも地域、年によって変化することなどから、ヒトNoVの流行遺伝子型の変化等に応じてモニタリングを実施する必要があると考えられる。

演題番号：6

演題名：と畜検査における牛白血病の発生状況について

発表者名：○宜保公子、川田敬子、中村正治

発表者所属：中央食肉衛生検査所

### 1. はじめに

と畜検査における牛白血病の診断については全国的統一基準がなく、廃棄処分名は「牛白血病」「白血病」「その他の腫瘍」など様々である。当所では平成25年以降は肉眼所見と病理組織診断でリンパ腫を確認したものを牛白血病と診断している。平成10年以降全部廃棄処分した牛のうち、現在の基準に準じて整理したところ、「牛白血病」に該当する牛は98頭(49%)で全部廃棄処分の約半数を占め、その割合は増加傾向を示した。そこで今回あらためてその摘発状況について集計したので報告する。

### 2. 材料及び方法

平成20年4月～平成28年10月に「牛白血病」と診断した75頭について、品種、性別、年齢、搬入農家、搬入区分の集計を行った。そのうち平成23年以降診断した50頭について肉眼および病理組織検査結果、BLV遺伝子保有状況を調査集計した。

### 3. 結果

平成20年以降の全と畜頭数に占める牛白血病の摘発率は0.38%で、近年の九州平均より高く増加傾向にあった。品種毎ではその他0.9%、ホルスタイン0.75%、和牛0.24%であった。好発年齢の4歳～9歳の摘発率が高く(1.04%)、特に和牛にその傾向は顕著だった。全品種で雌の摘発率が高かった(雌0.56%、雄・去勢0.11%)。搬入農家毎では再発が見られる農家から出荷される個体が半数以上(56%)を占め、新規発生農家が毎年みられた。一般畜(0.21%)にくらべ病畜(2.31%)における摘発率が高く、臨床診断名は様々であった。リンパ球増多症は必発ではなかった。

各症例の病変分布像は多彩だが、ほぼ全ての症例で心臓・消化器・リンパ節のいずれかに複数の病変が確認された。肉眼病変がみられたうち、組織学的に腫瘍性病変がみられた割合は心・消化器系・横隔膜(各100%)、臓器付属リンパ節(97%)、躯幹リンパ節(93%)、子宮(89%)の順で高く、肺(42.9%)、肝(32.5%)が低かった。肉眼所見がなく、組織学的に腫瘍性病変が確認された例もあり、特に枝肉でその傾向がみられた。50症例すべてB細胞由来リンパ腫で、パラフィン包埋組織からのBLV検出率は54%であった。

### 4. 考察

品種毎、性別、好発年齢についておおむね既知の報告と一致していた。性別については出荷年齢の影響と考えられた。病畜の臨床診断名は様々であり、これは牛白血病の病態の多彩さに起因し、解体後検査にあたって予断は禁物と考えられた。臓器別では、心・消化器・リンパ節(特に肺付属、内腸骨)の病変確認が牛白血病の指標となりえた。また、好発部位とはいえないものの、子宮及び横隔膜は肉眼所見によるリンパ腫の判定が容易であり病変の確認が重要と考えられた。肝・肺は組織病変との関連が低く、肉眼検査での腫瘍性病変の判定は困難であった。今後も得られた知見を蓄積し、よりの確な摘発につなげていきたい。



演題番号：7

演題名：平滑筋肉腫との鑑別に苦慮した牛の筋線維芽細胞肉腫

発表者名：○川田敬子、服部千夏、宜保公子、中村正治

発表者所属：中央食肉衛生検査所

### 1. はじめに

筋線維芽細胞肉腫は筋線維芽細胞への分化を示す稀な悪性腫瘍で、近年、ヒトで報告が散見されているが、動物での報告はほとんどない。今回、肉眼・組織学的所見から筋線維芽細胞肉腫を疑ったが、平滑筋肉腫との鑑別に苦慮した牛の症例に遭遇したので、その概要を報告する。

### 3. 材料及び方法

症例牛は、黒毛和種、雌、124 カ月齢で、1 カ月前から右大腿部が腫脹し熱感著明、食欲低下、起立困難の診断で平成 27 年 1 月 29 日に病畜として搬入された。当該牛の病変部等を定法に従い、HE 染色、アザン染色、PTAH 染色、鍍銀染色、抗 Cytokeratin (AE1/AE3)・抗 Vimentin・抗  $\alpha$ SMA・抗 Desmin・抗 S-100 蛋白・抗第Ⅷ因子関連抗原・抗平滑筋ミオシン・抗カルデスモンの各種抗体による免疫染色を行った。

### 3. 結果

肉眼所見：右骨盤腔内の腰部から大腿部の筋にかけて、硬結感を呈し、厚い被膜に覆われた乳白色～赤褐色・小児頭大の腫瘤塊を認め、断面では豊富な結合組織が混在していた。左右内腸骨リンパ節は高度に腫大し、同様の病巣を示した。直径 0.5～2cm・類円形の白色結節を肝臓の包膜下及び実質内に複数個、肺包膜下に 1 個、第 4 胃付近に 2 個認め、腹膜には小豆大～米粒大の白色結節の局所的な密発を認めた。

組織所見：腫瘍細胞は弱好酸性、紡錘形～多形性で、豊富な結合組織を伴い周囲に浸潤しながら束状・不規則に増殖していた。細胞密度は疎で水腫状あるいは粘液様の基質がみられた。核は淡明、類円形～短紡錘形で、核仁は明瞭、核分裂像が散見された。腫瘍細胞の一部がアザン染色で赤染、PTAH 染色で青藍色を呈し、1～数個ごとに豊富な膠原線維に取り囲まれ、鍍銀染色では一部に好銀線維がみられた。免疫染色では Vimentin 及び  $\alpha$ SMA 陽性、Cytokeratin (AE1/AE3)・Desmin・S-100 蛋白・第Ⅷ因子・平滑筋ミオシン・カルデスモン陰性を示した。以上より、診断名を筋線維芽細胞肉腫とした。

### 4. 考察

筋線維芽細胞肉腫と低分化な平滑筋肉腫は類似した組織学的・免疫組織学的特徴を示すことから、筋線維芽細胞肉腫の確定診断には電頭的な確認が望ましいが、電頭を設置していない施設も多い。ヒトで用いられる抗平滑筋ミオシン及び抗カルデスモンは平滑筋への分化を示す細胞で発現がみられ、筋線維芽細胞では発現がみられないことが報告されている。そこで、これらの抗体を用いた免疫染色による鑑別を検討したところ、牛の正常平滑筋細胞及び既知の平滑筋肉腫で陽性を示し、牛の平滑筋肉腫と筋線維芽細胞肉腫の鑑別において有用であった。本症例は肉眼・組織学的特徴と平滑筋ミオシン及びカルデスモンが陰性を示したことから、現在の動物の腫瘍分類にはないが、筋線維芽細胞肉腫と診断した。今後は症例数を増やし、さらなる検討を重ねたい。

演題番号：8

演題名：食鳥処理場における死鳥数増加に伴う対応事例について

発表者名：○宮平誠人、服部千夏、平良勝也、大野明美

発表者所属：中央食肉衛生検査所

### 1. はじめに

当検査所では、食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」）の発生に備え「HPAI 対策マニュアル（以下「マニュアル」）」（平成28年2月19日改正）において、平常時の留意事項や異常を認めた場合の食鳥検査員の行動について定めている。今年度5月、8月、10月の3回、管内A食鳥処理場（以下「会社」）において、懸鳥作業中に高率の死鳥を認めたため、マニュアル及び「HPAI 発生時対応フロー（以下「フロー」）」（平成28年2月19日制定）に基づき対応したのでその概要を報告する。

### 2. 概要

事例1：5月9日搬入2ロット（6,000羽）中の1ロット目（4,000羽）。7:50生体検査時に開口呼吸を確認。8:00懸鳥開始。死鳥数が増加したため、8:40に懸鳥停止を指示し、死鳥数の報告を求めた。死鳥率5.2%（83羽/処理羽数約1,600羽）。8:45検査所、会社に連絡。農場の確認を指示。8:50死鳥5羽抽出し簡易検査を実施。9:15陰性確認し、検査所、会社に連絡後、作業再開（停止時間35分）。最終死鳥率7.6%（283/3,720）。

事例2：8月12日搬入3ロット（5,044羽）中の1ロット目（2,500羽）。7:50生体検査時に開口呼吸を確認。8:00懸鳥開始。死鳥数が増加したため、8:40に懸鳥停止。死鳥率6.1%（97/1,600）。以下事例1と同様に対応。9:10作業再開（停止時間30分）。最終死鳥率7.0%（163/2,340）。

事例3：10月20日搬入3ロット（5,915羽）中の1ロット目（3,165羽）。7:50生体検査時に開口呼吸を確認。8:00懸鳥開始。死鳥数が増加したため、8:55に懸鳥停止。死鳥率3.5%（76/2,200）。以下事例1と同様に対応。9:20作業再開（停止時間25分）。最終死鳥率3.4%（103/3,065）。

### 3. 考察

今回、高率の死鳥を認めた3事例についてHPAI発生を疑いフローに基づき対応したところ、懸鳥停止から簡易検査結果陰性（作業再開）までの時間は平均30分で、概ね順調に対応できた。

事例1・2では、懸鳥停止の時点で既に死鳥率が5～6%を超えていたため、事例3では死鳥率早見表（5分毎）を作成し、流れ作業においても3%超過時点で速やかに懸鳥停止できるよう改善した。会社の対応は、懸鳥停止後の死鳥の計数や農場確認等が迅速になり、事例毎に向上した。

今後は簡易検査陽性時を想定し、会社と継続的に机上演習に取り組み、相互にマニュアル等の確認を行い、危機感をもって食鳥処理や検査にあたるのが重要である。

なお、死鳥増加の要因は、3事例とも生体検査前に提出された死鳥羽数報告書や農場確認で異常を認めなかったことなどから生鳥ホームでの暑熱が一因と考えられた。

演題番号：9

演題名：肉用鶏におけるカンピロバクターの保菌調査（第2報）

発表者：○松岡弘毅、高橋まりこ、三輪英一、小田英治

発表者所属：北部食肉衛生検査所

### 1. はじめに

カンピロバクターは、細菌性食中毒の原因菌として第1位を占めており、鶏肉やその関連製品が主な感染源とされている。昨年、当検査所では管内処理場に搬入される肉用鶏の盲腸便、肝臓、胆汁について *Campylobacter jejuni*（以下 *C. jejuni*）および *Campylobacter coli*（以下 *C. coli*）の保菌調査を行った結果、管内肉用鶏の保菌率が高いことが判明した。また、その調査の過程で、肝臓、胆汁では *C. jejuni*、盲腸便では *C. coli* が偏在する可能性が示唆された。今回、昨年の調査結果を検証するため追加調査を実施したので報告する。

### 2. 材料および方法

部位ごとの保菌率および菌種分布状況：採材期間は、平成28年8月、9月。4農場の40～52日齢の肉用鶏計30羽から採材した肝臓1.5g、盲腸便1g、胆汁1ml、計90検体について、培養試験およびPCR法により、カンピロバクターの検出および菌種の同定を行った。なお、肝臓については、表面を滅菌し、臓器内部を試験に供した。

### 3. 結果

部位ごとの *Campylobacter jejuni/coli* の検出率は、盲腸便が97%（29/30羽）、肝臓が83%（25/30羽）で、胆汁は13%（4/30羽）であった。部位ごとのカンピロバクターの菌種分布状況は、盲腸便由来株：*C. jejuni* 4株（1.7%）・*C. coli* 232株（98.3%）、肝臓由来株：*C. jejuni* 239株（99.2%）・*C. coli* 2株（0.8%）、胆汁由来株：*C. jejuni* 40株（100%）・*C. coli* 0株（0%）であった。

### 4. 考察およびまとめ

今回新たに3つの農場を加えて保菌調査を行ったが、全ての農場がカンピロバクターに高率に汚染されていることが判明し、各農場における清浄化対策が必要と思われた。部位ごとの菌種の偏在傾向については、明らかな差が認められた。カンピロバクター食中毒の主たる原因菌である *C. jejuni* は、盲腸便からはほとんど検出されず肝臓及び胆汁の分離株から高率に検出された。この結果は、*C. jejuni* が主に腸管内に存在する菌であるとのこれまでの報告とは大きく異なっていた。従来、食鳥処理工程におけると体のカンピロバクター汚染防止対策は、糞便による汚染防止を主眼に置いてきたが、今回の調査結果を踏まえ今後は、肝臓、胆汁による汚染防止対策を追加して具体的に定める必要があると思われる。

## 第4章 その他

## 1 と畜場の概要

(平成29年8月現在)

名 称	株式会社沖縄県食肉センター		名護市食肉センター	沖縄県畜産研究センター (簡易と畜場)
代 表 者	宮城 直		名護市長	沖縄県知事
所 在 地	南城市大里字大城1927		名護市世富慶755	今帰仁村字諸志2009-5
電 話 番 号	098-945-3029		0980-53-6801	0980-56-5142
F A X 番 号	098-945-3742		0980-53-7035	0980-56-4803
検 印 番 号	1		2	4
許 可 年 月 日	昭和47年2月8日	平成23年5月26日	平成13年12月28日	昭和58年12月1日
許 可 番 号	沖縄県指令 厚第18号	沖縄県指令 環第50号	沖縄県指令 福第2624号	沖縄県指令 環第887号
処 理 獣 畜	牛・馬	豚・山羊・めん羊	牛・豚・山羊・めん羊	豚
1日の処理能力	大動物 30頭	小動物 1,210頭	大動物 3頭 小動物 708頭	小動物 10頭
冷蔵庫の 収容能力	大動物 135頭	小動物 1,220頭	大動物 8頭 小動物 1,200頭	小動物 10頭
使 用 水	ダム水・工業用水・上水道水		地下水	上水道水
浄化槽の 処理能力	活性汚泥法		活性汚泥法	液肥処理施設
	1,600トン/日		800トン/日	640トン/日

## 2 食鳥処理場の概要

### (1) 食鳥処理場

(平成29年8月現在)

名 称	許可年月日	許可番号 (沖縄県指令)	所 在 地 氏 名	処理能力 (/日)	住 所 電 話 番 号
沖縄食鶏加工 株式会社	平成4年3月30日	環第167号	豊見城市長堂 408-1 赤嶺 浩	鶏 12,000羽	所在地に同じ 098-850-8287
有限会社 中央食品加工	平成16年2月27日	福第359号	名護市許田278 崎濱 秀敏	鶏 8,000羽	所在地に同じ 0980-52-3669
株式会社 沖縄県鶏卵 食鳥流通センター	平成4年3月30日	環第170号	うるま市川田333 中川 貞則	鶏 3,000羽	所在地に同じ 098-974-4877

## (2) 認定小規模食鳥処理場

(平成29年4月現在)

所管	名称	許可年月日	許可番号 (沖縄県指令)	処理能力 (/日)	所在地
中央 食 検	1 仲座養鶏場*	H5. 1. 11	環第1号	鶏 100羽	八重瀬町字小城247
	2 上原養鶏場	H5. 1. 25	環第8号	鶏 100羽	糸満市字北波平876
	3 中川牧場食鳥	H16. 12. 10	福第2550号	鶏・あひる 20羽	読谷村字渡具知615-1
	4 沖縄県立南部農林高等学校	H17. 10. 19	福第2470号	鶏 50羽	豊見城市字長堂182
	5 沖縄県立中部農林高等学校	H24. 12. 19	環第4092号	鶏 50羽	うるま市田場1570
北 部 食 検	1 徳安食品*	H13. 5. 18	福第1625-1号	鶏・あひる 50羽	名護市字真喜屋89
	2 安室養鶏場ヤンバル農場	H8. 12. 25	環第847号	鶏 50羽	大宜味村字白浜442-522
	3 瀬宮食鳥処理センター	H9. 8. 12	環第670号	鶏・あひる 300羽	名護市喜瀬67-1
	4 安村食肉販売店*	H12. 8. 2	福第2978号	鶏・あひる 10羽	名護市勝山806
	5 森山農場食鳥処理場*	H14. 7. 25	福第1993号	鶏・あひる・七面鳥 10羽	本部町字伊豆味3473
	6 丸武物産*	H15. 4. 14	福第1578号	鶏・あひる・七面鳥 10羽	金武町字屋嘉2475
	7 アガリエ*	H15. 10. 24	福第2523号	鶏・あひる・七面鳥 10羽	名護市字伊差川340
	8 名嘉食品	H16. 1. 15	福第65号	あひる 3羽	伊是名村字仲田60
	9 食鳥処理センター松林*	H16. 11. 16	福第2378号	鶏・あひる 100羽	伊平屋村字我喜屋217-30
	10 農業生産法人 (有)乙羽ファーム	H17. 7. 5	福第2034号	鶏・あひる 150羽	今帰仁村字越地284
	11 伊江農産	H18. 2. 21	福第209号	鶏・あひる・七面鳥 150羽	伊江村字西江前607
	12 有限会社國場電工*	H23. 7. 19	環第111号	鶏・あひる・七面鳥 20羽	金武町字金武3309-1
	13 玉城食鳥販売	H23. 10. 13	環第270号	鶏・あひる・七面鳥 100羽	名護市仲尾次1260
	14 沖縄県立北部農林高等学校	H24. 2. 7	環第18号	鶏 50羽	名護市名護4607-1

総計：20施設

\* 休止中

### 3 と畜場の使用料・解体料一覧

単位:円

畜種	と畜場	沖縄県食肉センター		名護市食肉センター	
		と畜場使用料	とさつ解体料	と畜場使用料	とさつ解体料
牛・馬		1,620	2,160 (雄) 5,508	3,701	2,965
とく・こま		1,080	1,620	1,819	1,467
豚		1,067	734	993	795
山羊・めん羊		1,234	1,306	781	915

### 4 と畜・食鳥検査手数料等

#### (1) と畜関係

単位:円

一般と畜場設置許可申請手数料			22,000
簡易と畜場設置許可申請手数料			10,000
検査手数料	牛・馬	成牛・成馬	600
		生後1月以上12月未満	300
		生後1月未満	250
	豚		300
	山羊・めん羊		200

#### (2) 食鳥関係

単位:円

食鳥処理事業許可申請手数料			19,000
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料			10,000
確認規定認定申請手数料			5,500
確認規定変更認定申請手数料			2,300
検査手数料	平日		3
	休日及び時間外		4

#### (3) 検査手数料の推移

単位:円

年度	畜種	牛・馬	とく・こま・豚	山羊・めん羊	食鳥
昭和47.5～		250	120	30	
昭和52.1～		400	200	100	
昭和61.4～		600	300	200	
平成4.4～		600	300	200	4
平成10.4～		600	300	200	平日 3 休日・時間外 4

## 5 と畜検査業務の概要（参考）

### （1） 10年間のと畜検査頭数（沖縄県）

	計	平成 19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
総数	<b>3,410,997</b>	330,788	330,910	360,836	372,941	359,610	357,259	339,753	317,848	318,439	322,613
牛	<b>42,171</b>	3,772	4,483	4,635	4,647	4,171	4,194	4,559	4,158	3,729	3,823
とく	<b>47</b>	4	14	5	4	2	2	3	1	7	5
馬	<b>601</b>	85	92	65	60	64	65	69	46	25	30
こま	<b>0</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	<b>3,349,247</b>	325,383	324,815	354,811	366,752	353,747	350,818	332,656	311,230	312,396	316,639
めん羊	<b>9</b>	0	1	3	0	0	2	1	1	1	0
山羊	<b>18,922</b>	1,544	1,505	1,317	1,478	1,626	2,178	2,465	2,412	2,281	2,116

### （2） と畜場別と畜検査頭数（沖縄県）

平成28年度

と畜場名	沖縄県 食肉センター	名護市 食肉センター	沖縄県 畜産研究 センター	久米島 と畜場	(株)宮古 食肉センター	(株)八重 山食肉セン ター	与那国町 食肉処理 場	計
牛	1,921	37	0	6	212	1,646	1	<b>3,823</b>
とく	1	0	0	0	3	1	0	<b>5</b>
馬	25	0	0	0	1	4	0	<b>30</b>
こま	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
豚	198,710	115,533	0	79	543	1,745	29	<b>316,639</b>
めん羊	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
山羊	823	587	0	79	349	278	0	<b>2,116</b>





---

## 事業概要

平成 28 年度

発 行

〒901-1202

沖縄県中央食肉衛生検査所  
南城市大里字大里 2015 番地  
電 話 (098) 945 - 3000  
F A X (098) 946 - 2690  
[xx024110@pref.okinawa.lg.jp](mailto:xx024110@pref.okinawa.lg.jp)

〒905-0015

沖縄県北部食肉衛生検査所  
名護市大南 1-13-11 番地  
電 話 (0980) 52 - 1165  
F A X (0980) 52 - 3791  
[xx024120@pref.okinawa.lg.jp](mailto:xx024120@pref.okinawa.lg.jp)

---